

特別史跡三内丸山遺跡  
保存管理計画書

平成 28 年 3 月  
青森県教育委員会



## 目 次

第1章	目的と経緯	
1	目的	1
2	計画策定の経緯	1
3	計画の位置付け	1
第2章	遺跡の概要	
1	遺跡の概要	3
	(1) 自然・地理環境	
	(2) 歴史環境	
	(3) 遺跡及び周辺環境	
2	調査の歴史と概要	9
	(1) 近世の記録	
	(2) 昭和期の学術調査	
	(3) 地方自治体による緊急調査	
	(4) 青森県総合運動公園拡張に伴う大規模調査	
	(5) 保存決定後の発掘調査	
3	指定に至る経緯	15
	(1) 史跡指定	
	(2) 特別史跡指定	
	(3) 特別史跡追加指定	
4	指定内容とその範囲	16
	(1) 史跡指定	
	(2) 特別史跡指定	
	(3) 特別史跡追加指定	
第3章	特別史跡の保存管理	
1	本質的価値	26
	(1) 本質的価値を構成する枢要の諸要素	
	(2) 本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素	
	(3) その他の諸要素	
2	特別史跡の地区別の現状	27
	(1) 北地区	
	(2) 南地区	
	(3) 近野地区	

3	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取り扱い	28
4	保存管理の内容	31
	(1) 経過観察	
	(2) 維持管理	
	(3) その他	
5	防火・防災計画	33
第4章 整備と公開・活用		
1	整備計画策定の経過	35
2	整備の基本方針と概要	36
3	整備事業の経過	38
4	公開・活用	41
	(1) 公開	
	(2) 活用	
第5章 運営と体制		
1	保存管理体制	46
	(1) 公園施設管理運営業務について	
	(2) 三内丸山遺跡関連業務について	
2	地域との連携	47
	(1) 一般社団法人三内丸山応援隊	
	(2) NPO 法人三内丸山縄文発信の会	
付章 世界遺産と三内丸山遺跡		
1	世界遺産登録への取り組み	49
2	世界遺産としての三内丸山遺跡の価値	49
3	資産（プロパティ）と緩衝地帯（バッファゾーン）の設定	50
	(1) 資産(プロパティ)の範囲	
	(2) 緩衝地帯(バッファゾーン)の範囲	
4	管理体制	52

## 第1章 目的と経緯

### 1 目的

本保存管理計画は、特別史跡三内丸山遺跡(以下特別史跡を省略)を適切に保存し次世代へと継承するため、本質的価値と構成要素を明確にし、保存管理の方法、現状変更等の取り扱い、整備や公開・活用及び運営体制に関する必要な事項等を定めることを目的とする。

### 2 計画策定の経緯

本遺跡は遺跡公園として整備・公開されてから、10年以上が経過し、周辺環境も変化している。また、保存管理についても当初の整備計画では十分に対応しきれない事態も見られるようになった。さらに、世界遺産暫定一覧表への記載及び特別史跡追加指定など、一層、保存活用に努める必要性が生じてきたため、既に策定された「青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本計画報告書」をもとに、文化庁の指導を得て、文化財保護課三内丸山遺跡保存活用推進室が内容を検討し、青森県教育委員会が策定することとした。

### 3 計画の位置付け

青森県は平成26年度から平成30年度までの5年間の計画期間とする「青森県基本計画未来を変える挑戦」において、「歴史・文化の継承と発信」を施策とし、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に係る学術的価値の浸透や縄文遺跡群一体での効果的な情報発信に取り組むことを掲げている。

青森県教育委員会は、青森県教育施策の方針を以下のとおり定め、文化財の保存・活用を謳っている。

#### 青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりをめざします。このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育  
学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育  
次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用  
活力、健康、感動を生み出すスポーツ

を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

この方針をもとに、青森県教育庁文化財保護課は、『平成27年度 青森県の文化財保護行政』中で以下のとおり文化財保護行政の方針と重点を示し、本遺跡の調査研究と活用の推進を重点とした。

## 平成27年度 文化財保護行政の方針と重点

### 1 方針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

### 2 重点

#### (2)文化財の公開・活用

ウ 特別史跡三内丸山遺跡の調査研究活動と多様な活用の推進

## 第2章 遺跡の概要

### 1 遺跡の概要

#### (1) 自然・地理環境

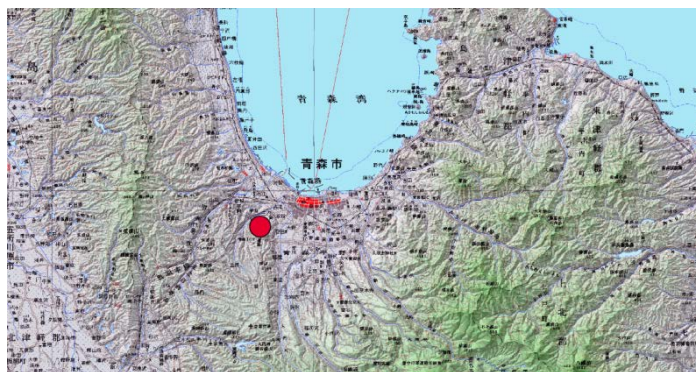
三内丸山遺跡は青森市南西部に位置する。青森市は北緯40度49分、東経140度45分付近を中心域とし、人口約30万人を擁する中核市である。青森市の気象は平成17(2005)～平成24(2012)年の平均気温は10.6℃、年間降水量1415.2mm、日照時間1563時間、平均湿度75%であり、東京都(16.5℃)と比べると平均気温は5℃以上低く、年間降水量は約200mm(東京1617.8mm)、日照時間では300時間以上(東京1907時間)少ない。特に冬の間は

曇天日と降雪日が多く、特に12、1、2月の3か月間はほとんど快晴日が見られず、降水量も年間降水量の約1/3を占め、過去30年間における積算降雪量は平均710cmであり、全域が特別豪雪地帯に指定されている青森県の中でも降雪量の多い場所である。風向きは、夏期のみが東北東風で、他は南西風となる。

三内丸山遺跡は、北八甲田連峰から続く緩やかな丘陵が青森平野に接する河岸段丘上に立地する。

遺跡は、沖積地に面した標高20mほどの低位段丘と標高25～30mほどの中位段丘上に形

成されている。低位段丘は沖館川およびその支谷による解析が進み、滑らかに平野部へ向かって傾斜している。遺跡西端部は中位段丘となり、遺跡内で最も標高が高い地点である。その西側は過去の土取り工事によって失われているが、近代の地図より、本来は西側の谷地形へ向かって傾斜していたと推定される。

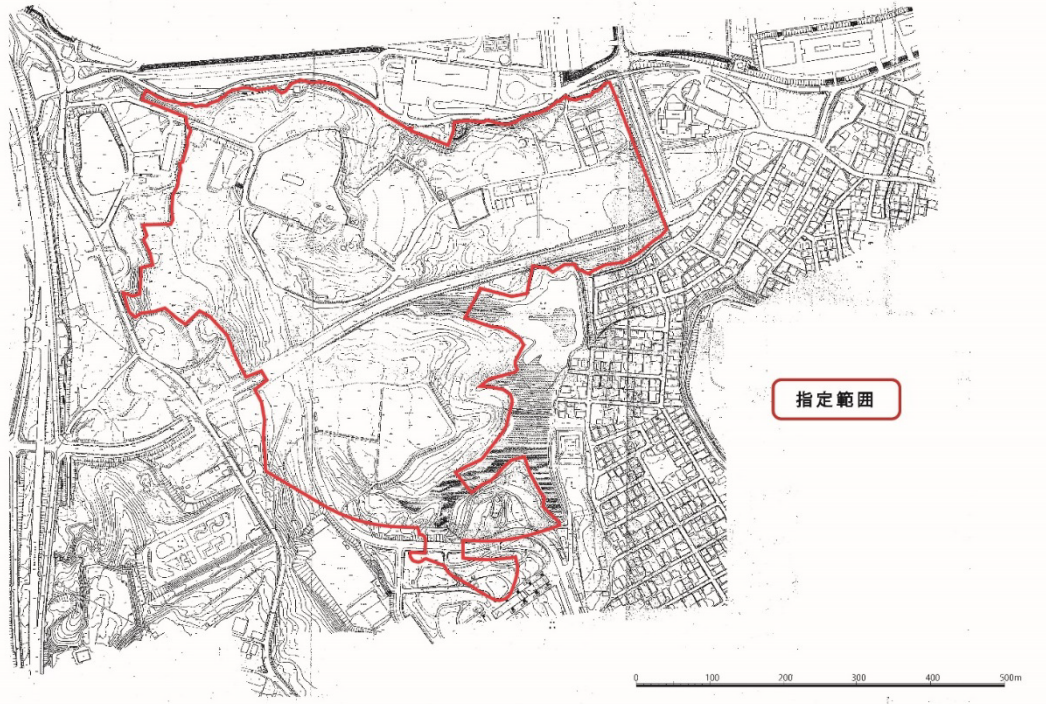


三内丸山遺跡位置図



青森平野と三内丸山遺跡図

遺跡北側を二級河川沖館川が東流し、青森市中心域で陸奥湾へ注ぐ。251,793.70 m<sup>2</sup>(当初指定面積 243,340.11 m<sup>2</sup> 追加指定面積 8,453.59 m<sup>2</sup>)が特別史跡に指定されている。



史跡指定地と周辺地形



## (2) 歴史環境

青森市には先史時代以来の人々の活動痕跡が色濃く見られ、特に縄文時代・平安時代の遺跡が数多く所在する。

縄文時代早期や前期の始め頃には集落跡が僅かに見られ、本遺跡以前にも人々の暮らしが展開していたことがわかる。

近年、約6000年前の縄文時代前期前葉の十和田火山の大噴火による環境の変化が、本遺跡に代表される円筒土器文化の成立の一因とも考えられており、この時期以降、遺跡数の増加が見られる。

青森平野においては、円筒土器文化が成立した縄文時代前期中葉以降には平野に臨む丘陵部、特にその西部において人々の活動痕跡が高い密度でみられ、本遺跡の周辺では、多くの縄文時代の遺跡が確認されている。

縄文時代早期では、中葉の竪穴建物跡が石江遺跡で1棟検出されている。

縄文時代前期では、熊沢遺跡で竪穴建物跡・炉跡のほか、捨て場からは大量の遺物が出土し、大型の岩偶も見られる。その東側の岩渡小谷(2)遺跡・岩渡小谷(3)遺跡・岩渡小谷(4)遺跡で前・中期の遺構・遺物が確認されている。なかでも岩渡小谷(4)遺跡では、前期中葉から末葉の竪穴建物跡や埋設土器を含む集落跡が検出されている。隣接した谷地形から、貯水部と堰からなる前期中葉の水場遺構が検出され、出土した数々の木製品類は、円筒土器文化前半期を代表するものである。

石江遺跡では、縄文時代前期後半の土坑墓列、フラスコ状土坑、竪穴建物跡などが列状に分布していることが確認されており、円筒土器文化特有の集落の一部である。

縄文時代中期には、三内丸山遺跡周辺に、重要な遺跡が分布している。三内沢部(1)遺跡では、縄文時代中期中頃から後半にかけての竪穴建物跡・埋設土器などが、三内霊園遺跡では、縄文時代前期から中期にかけての遺構、遺物が確認され、ヒスイ製大珠や玦状耳飾も出土している。後に三内丸山遺跡に編入された近野遺跡の一部では、青森県内初となった中期中葉の大型竪穴建物跡と周辺の竪穴建物群が検出された。三内丸山(6)遺跡では、尾根頂部に貯蔵穴群、斜面に竪穴建物群と、明確に場所を違って配置されている。

縄文時代後期には、三内丸山(5)遺跡・三内丸山(6)遺跡・三内遺跡・近野遺跡・安田(2)遺跡において遺構・遺物が見られる。なかでも三内丸山(6)遺跡のクマ形土製品や近野遺跡の人物線刻石冠は注目される。三内丸山(6)遺跡では、丘陵頂部に貯蔵穴が配され、斜面下位の裾付近に竪穴建物跡が築かれていた。

青森平野の南部・東部では、縄文時代後期の史跡小牧野遺跡の環状列石や上野尻遺跡の環状掘立柱建物群があり、縄文時代晩期には400基あまりの土坑墓が検出された朝日山(1)遺跡・(2)遺跡など、貴重な遺跡が存在する。

弥生時代・古墳時代・飛鳥・奈良時代の遺跡は青森市内においては非常に少ない。しかし、平安時代、特に9世紀～10世紀前半に遺跡の大幅な増加が見られ、野木(1)遺跡・近野遺跡・石江遺跡群において、多数の竪穴住居跡が調査されている。

中世には青森平野から津軽半島一帯は「外が浜」と称され、安藤・北畠・南部・津軽氏の影響下にあり、尻八館跡や油川城、国史跡浪岡城跡などの城館遺跡がある。近世の青森開港までは、現在の青森市中心部は善知鳥村と呼ばれ、漁師の家が数十軒ほど点在していたとされる。

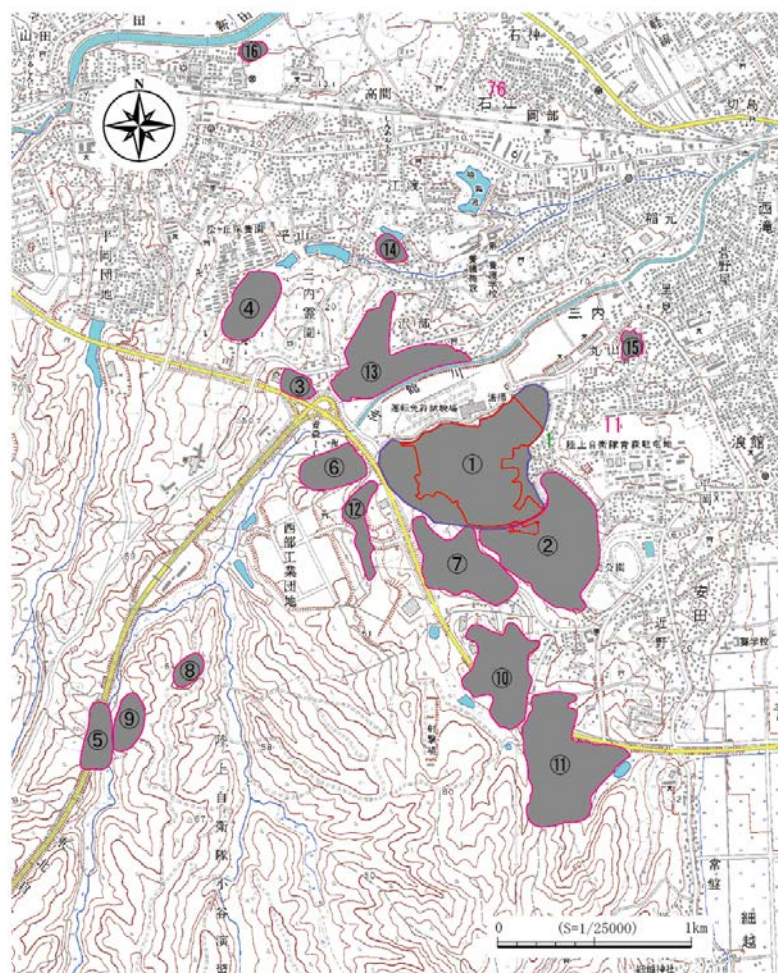
港湾都市である青森市の歴史は、弘前藩二代藩主津軽信枚の命で行われた、寛永3(1626)年の開港奉行森山弥七郎による開港が始まりとされる。

当時善知鳥村と呼ばれた青森の地は、諸国からの移民の促進や免税措置もあり、商業・漁業の発展がみられ、弘前藩の外港としての地位を確立した。

明治新政府による廃藩置県で誕生した弘前県は近隣諸県を併合し、明治4(1871)年青森県と改称し、現青森市に県庁を置き、近年は本州と北海道を結ぶ青函連絡船の発着地として賑わいを見せた。

番号	名称	種別
①	三内丸山遺跡	集落跡・配石遺構
②	近野遺跡	集落跡
③	三内次部(1)遺跡	集落跡
④	三内壺園遺跡	散布地
⑤	熊沢遺跡	集落跡
⑥	三内遺跡	集落跡
⑦	三内丸山(5)遺跡	集落跡
⑧	岩渡小谷(2)遺跡	集落跡
⑨	岩渡小谷(4)遺跡	集落跡
⑩	三内丸山(6)遺跡	集落跡
⑪	安田(2)遺跡	散布地
⑫	三内丸山(9)遺跡	集落跡
⑬	三内次部(3)遺跡	集落跡
⑭	石江遺跡	集落跡
⑮	三内丸山(8)遺跡	集落跡
⑯	西高校遺跡	集落跡

周辺遺跡名



周辺遺跡図

### (3) 遺跡及び周辺環境

特別史跡を取り巻く周辺環境および法規制は以下の通りである。

#### ① 交通

本遺跡のある青森市への広域交通網は、東京、名古屋、大阪、札幌等と青森空港を結ぶ空路、また、これら諸都市間を結ぶ鉄道(JR北海道・東北新幹線、JR 奥羽本線、青い森鉄道等)や高速道路(東北自動車道)がある。

本遺跡は青森市の市街地南西部に位置している。青森市中心部と本遺跡を結ぶ交通網は、道路ではバス路線と乗用車が利用可能である。鉄道では、JR新青森駅が最寄りの駅であり、バスで所要時間約10分である。JR青森駅からはバスで所要時間約25分、乗用車では約20分であり、512台の駐車スペースがある。

#### ② 土地の状況

特別史跡指定地は、ほぼ全域が公有地化されている。地目は、畑、原野、山林、宅地、雑種地である。

特別史跡の周辺は、青森市都市計画道路、青森市道、送電鉄塔等の各種人工物が位置する他、都市公園、遊水地等として利用されている。詳細は下記のとおりである。

##### ア 北側

沖館川遊水池があり緑地公園や運動施設、青森県運転免許センターなどの公共施設が立地する。

##### イ 北東側

青森市三内清掃工場の跡地が大部分を占めるが、一部に私有地を含む。三内清掃工場の老朽化した煙突は平成23(2011)年に撤去が完了して現代的要素が減少し、縄文的雰囲気体が体感できる景観が回復した。また、三内西小学校、三内中学校も所在する。

##### ウ 東側

第一種低層住居専用地域であり、住宅地になっている。

##### エ 南側

都市公園区域内に青森県立美術館や青森県総合運動公園が整備され、青森県の芸術文化・スポーツの拠点地域として施設が立地している。

##### オ 南西側

畑があるほか、住家もまばらにある。

##### カ 西側

特別史跡の保存管理、公開・活用の拠点となる縄文時遊館及び駐車場が整備されている。

キ 北西側

新幹線の橋脚が位置している。この橋脚については、遺跡からの景観への影響を最小限とするため、橋脚の高さを低くするなど、景観に配慮した工法により建設されている。

③ 法的規制

本遺跡のうち特別史跡指定地は文化財保護法により保護が図られており、さらに青森県都市公園条例による規制が適用される。

特別史跡指定地外では、以下のように行為規制がなされている。

ア 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等のための発掘に関する届出及び指示(文化財保護法第92・93・94条)

イ 都市公園において公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて占用しようとするときの許可(都市公園法第6条)

ウ 都市公園の竹木の伐採、植物の採取、土石の採取その他の土地の形質の変更などの行為の禁止(青森県都市公園条例第4条)

エ 河川区域内の土地の占用、土石等の採取、工作物の新築等、土地の掘削等の許可(河川法第24条、第25条、第26条、第27条)

オ 市全域における大規模行為の届出(景観法第16条、青森市景観条例第9条)

※大規模行為:建築物の建築、工作物の建設、開発行為、土石の採取又は鉱物の掘採、土地の形質の変更、屋外における再生資源その他の物件の堆積、木竹の伐採

カ 都市計画区域(市街化区域)における開発行為の許可:開発区域面積1,000㎡以上の場合(都市計画法第29条)

キ 青森市全域における大規模行為の届出(景観法第16条、青森市景観条例第9条)

・届出が必要な行為(主なもの)

建築物の新築等・・・高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの

電線路又は有線電気通信のための線路・・・高さ20mを超えるもの

物見塔・電波塔等・・・高さ13mを超えるもの

開発行為その他土地の形質変更・・・面積3,000㎡、法面の高さ5mを超えるもの

・景観類型(方針)

歴史・文化的景観・・・先人の遺産を大切にした〈歴史・文化的景観〉の保全・形成に努める。

遺跡景観・・・本市に豊富に存する遺跡の保全・復元や、遺跡と調和する周辺景観の形成に努める。

ク 地域地区内における建築物等に関する制限(都市計画法第10条)

第一種低層住居専用地域・・・低層住宅の良好な住環境を守るための地域。  
用途地域の中で最も厳しい規制であり建ぺい率50%以下、容積率80%以下である。

第二種住居地域・・・主に住居の環境を保護するための地域。店舗、事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックス等可。建ぺい率60%以下、容積率200%以下である。

準工業地域・・・主として環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進するため定める地域。住宅や商店など多様な用途の建物が可能であり、建ぺい率60%、容積率200%以下となっている。

ケ 道路区域における道路管理者以外の者の行う行為の承認、道路占有の許可(道路法第24条、32条)

## 2 調査の歴史と概要

### (1) 近世の記録

18世紀末の紀行文「栖霞能山(すみかのやま)」(菅江真澄 寛政11(1799)年)に「此村(三内)の古堰の崩れより、縄形、布形の古き瓦、あるいは甕の破れたらんやうの形なせるものを、掘り得しを見き。陶作のここに住たらんなどいへり。おもふに、人の頭、仮面などのかたちせしものもあり、はた頸鎧に似たるものあり。」と記され、江戸時代後期に当地から縄文土器や土偶が出土したことがわかる。

### (2) 昭和期の学術調査

昭和28(1953)～昭和33(1958)年にかけて慶應義塾大学と青森市の医師成田彦栄によって、4次に渡る初の学術調査が行われ、大量の土器・石器と土偶が出土した。

### (3) 地方自治体による緊急調査

昭和40年代以降、地方自治体による開発対応の緊急調査が増加した。昭和42(1967)年には、南盛土西側の調査が青森市教育委員会によって行われ、土器・石器のほか土偶やヒスイの玉が出土し、昭和51(1976)年には青森県教育委員会が南側の台地の調査を行い、土坑墓列が検出され、縄文時代の墓制研究に貴重な類例を加えた。昭和52(1977)年には三内丸山遺跡の南に接する近野遺跡の調査が行われ、縄文時代中期後半の本県初の大型竪穴建物跡を含む集落跡が検出されたため、一帯は現状保存され、遺構表示等の整備が行われた。

#### (4) 青森県総合運動公園拡張事業に伴う大規模調査

平成4(1992)～平成6(1994)年にかけて、青森県総合運動公園拡張事業のひとつである県営野球場建設に先立つ発掘調査が行われた。発掘調査の成果の重要性から、青森県は平成6(1994)年8月1日の「三内丸山遺跡問題検討委員会」において、野球場の建設中止を決定し、その後遺跡全体の約38haの保存、整備・活用を決定した。

3年間の調査で、竪穴建物跡・大型竪穴建物跡・掘立柱建物跡・大型掘立柱建物跡・柱穴・盛土・道路跡・土坑墓・配石遺構・貯蔵穴・粘土採掘穴などの多種多量の遺構が検出された。

とりわけ、長く続く道路跡やそれに沿った土坑墓列、径約1mのクリの巨木を用いた大型掘立柱建物跡、土器・石器のほか土偶やヒスイ製の大珠をはじめとした多量の遺物が出土した北・南の盛土遺構、縄文時代前期の環境や食生活を物語る動植物遺体が多量に出土した第6鉄塔地区の調査成果により、三内丸山遺跡の重要性が確認された。

これらの調査成果により、当時の集落構造や生活環境が明らかとなり、縄文文化を語る上できわめて重要な遺跡であることが明らかとなった。



平成6年8月、三内丸山遺跡の保存・活用が決定



約 700 棟の竖穴建物跡を検出



大型掘立柱建物跡



大型掘立柱建物跡の直径 1 m のクリの柱



最大厚 2 m の南盛土の断面



縄文時代前期の捨て場「北の谷」調査



北端部の縄文時代前期の捨て場

## (5) 保存決定後の発掘調査

保存決定後では範囲確認調査及び整備活用に資する調査を継続し、平成9(1997)年に史跡指定がなされた。

史跡指定後も、文化庁の指導のもと青森県教育委員会は「発掘調査計画」を策定し、それに基づき集落の全体像解明のための内容確認調査を継続している。

平成9(1997)年度には両側に土坑墓列を有する幅約10m以上の縄文時代の道路が遺跡中央から東へ420m以上伸びること、平成10～12(1998～2000)年度には集落中心から南に向かう道に沿って環状配石墓が分布していることが確認されている。

発掘調査の結果より、同じ台地上に位置し、同時代の集落跡と考えられることから、三内丸山(1)遺跡、三内丸山(2)遺跡、近野遺跡の一部、小三内遺跡を統合し、三内丸山遺跡へと名称変更を行った(平成14(2002)年3月29日付け青教文第1403号)。

さらに、平成12～15(2000～2003)年にかけて行われた県立美術館と県道建設工事に伴う近野遺跡の発掘調査では、昭和52(1977)年検出の近野遺跡のさらに南側に縄文時代中期の竪穴建物跡と掘立柱建物跡をなどが分布することが確認されたことから、近野遺跡の一部を三内丸山遺跡へ統合した。

また、近野遺跡の谷下部からは、台地上の集落と同時期である縄文時代中期中葉の水場遺構が検出されている。

三内丸山遺跡では、第2期発掘調査計画の終盤となる平成27年度まで、遺跡の全体像解明のための発掘調査を継続している。



環状配石墓



縄文時代中期中葉の水場遺構



調査年	調査地点	主体	報告書等	報告年	特記事項
1928年		帝国大学(東京帝国大学)	『日本石器時代遺物発見地名表第5』	1928年	三内丸山から石器の出土がある事を伝える。
1953年		清水潤三・日本考古学協会	『青森県青森市三内遺跡』、『日本考古学年報』6	1953年	慶応大学による第1次発掘調査。円筒上層式の土器、石器が多数出土。復元土器約50点、土偶6点が出土した。また、堅穴住居跡を発見した。
1955年		清水潤三・日本考古学協会	『青森県青森市三内遺跡』、『日本考古学年報』8	1955年	慶応大学による第2次発掘調査。復元可能土器約30点出土。出土土偶が1次調査出土品と接合した。
1956年		清水潤三・日本考古学協会	『青森県青森市三内遺跡』、『日本考古学年報』9	1956年	慶応大学による第3次発掘調査。堅穴住居を調査。復元土器20点、土偶が出土した。
1956～1957年	遺跡北端部の斜面下側	奈良松弘・青森高校社会研究部	『三内貝塚』、『郷土室』	1958年	高校生の調査で三内丸山遺跡にアザリなどの貝が少量混じる地点があり、縄文時代中期の土器、石器、獣骨、クルミ、クリが発見されたと記録。
1958年		清水潤三・日本考古学協会	『青森県青森市三内遺跡』、『日本考古学年報』11	1958年	慶応大学による第4次発掘調査。堅穴住居を完掘(文献28報告の365号住居跡にあたる)。隅丸方形の住居の平面形が明らかになる。4次にわたる調査で復元土器は、あわせて約150点となると報告した。
1967年	南盛土の北部	青森市教育委員会	三内丸山遺跡調査概報(青森市の埋蔵文化財4)	1970年	土器、石器、ヒスイ、土偶等が出土した。
1976年	青森県総合運動公園西駐車場地区	青森県教育委員会	近野遺跡発掘調査報告書(Ⅲ)三内丸山(Ⅱ)遺跡発掘調査報告書—青森県総合運動公園建設関係発掘調査—(青森埋蔵文化財報告書第33集)	1977年	北側23基、南側33基、計56基の土坑墓が2列で並んでいた。うち31基は重複があり、時期差を持つ。8基は配石を伴う。
1987年	旧都市計画道路建設予定地調査区D区	青森市教育委員会	三内丸山Ⅰ遺跡発掘調査報告書	1988年	縄文時代中期後葉の住居跡を調査。第5・10次調査にあたる地域で試掘調査。
1992年	旧都市計画道路建設予定地	青森市教育委員会	三内丸山(2)遺跡発掘調査概報(青森市埋蔵文化財報告書第18集)	1993年	旧都市計画道路建設予定地調査区の概要報告。
1992年	旧野球場建設予定地3塁側スタンド、第7・8鉄塔地区	青森県教育委員会	三内丸山(2)遺跡Ⅱ-県営運動公園拡張事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅰ-(県第157集)	1994年	3塁側スタンド地区では土坑墓列や埋設土器、堅穴住居跡、掘立柱建物跡、粘土採掘穴などが精査され、第7鉄塔地区では貯蔵穴群を確認した。
1992～1993年	旧野球場建設予定地	青森県教育委員会	三内丸山(2)遺跡Ⅲ-県営運動公園拡張事業に係る埋蔵文化財発掘調査概報Ⅰ-(県第166集)	1994年	1992～1993年の調査概要報告。
1992～1993年	旧都市計画道路建設予定地	青森市教育委員会	三内丸山(2)-小三内遺跡発掘調査報告書(青森市埋蔵文化財報告書第23集)	1994年	1992～1993年に行われた旧都市計画道路建設予定地調査区の報告書。A・D・E区の本報告書(B区は削平・土盛区域)。遺跡東側のE区で中期中葉を中心とした堅穴住居跡群・貯蔵穴群が精査された。南の谷の南東部分は湧水のため調査を中断しており、地下に遺存していると考えられる。
1992～1994年	旧野球場建設予定地	青森県教育委員会	三内丸山遺跡X-旧野球場建設予定地発掘調査報告書2-(県第250集)	1998年	旧野球場建設予定地の縄文時代の堅穴住居跡(第3～300号住居跡;NO.54報告分を除く)の調査報告。
1992～1994年	旧野球場建設予定地	青森県教育委員会	三内丸山遺跡X V-旧野球場建設予定地発掘調査報告書3-(県第283集)	2000年	旧野球場建設予定地の縄文時代の堅穴住居跡(第301～422号住居跡)に関する調査報告。
1992～1994年	旧野球場建設予定地	青森県教育委員会	三内丸山遺跡X VI-旧野球場建設予定地発掘調査報告書4-(県第288集)	2001年	旧野球場建設予定地の縄文時代の堅穴住居跡(第423～571号次住居跡)に関する調査報告。
1992～1994年	旧野球場建設予定地	青森県教育委員会	三内丸山遺跡25-旧野球場建設予定地発掘調査報告書5-埋設土器編-(県第383集)	2004年	旧野球場建設予定地の縄文時代の埋設土器に関する調査報告。
1992～1994年	旧野球場建設予定地	青森県教育委員会	三内丸山遺跡27-旧野球場建設予定地発掘調査報告書6-埋設土器・土坑編-(県第405集)	2005年	旧野球場建設予定地の縄文時代の土坑に関する調査報告。あわせて埋設土器を報告した。
1992～1994年	旧野球場建設予定地	青森県教育委員会	三内丸山遺跡30-旧野球場建設予定地発掘調査報告書7-掘立柱建物跡編(1)-(県第423集)	2006年	旧野球場建設予定地の掘立柱建物跡に関する調査報告。
1992～1994年	旧野球場建設予定地	青森県教育委員会	三内丸山遺跡32-旧野球場建設予定地発掘調査報告書8-掘立柱建物跡編(2)-(県第444集)	2007年	旧野球場建設予定地の掘立柱建物跡に関する調査報告。
1992～1994年	旧野球場建設予定地	青森県教育委員会	三内丸山遺跡34-旧野球場建設予定地発掘調査報告書9-掘立柱建物跡編(3)-南盛土(1)-(県第463集)	2008年	旧野球場建設予定地の掘立柱建物跡と南盛土に関する調査報告。大型掘立柱建物跡を報告し、南盛土では幅50cmの拡張レンチ部分を層ごとに詳細に報告した。
1992～1994年	旧野球場建設予定地	青森県教育委員会	三内丸山遺跡35-旧野球場建設予定地発掘調査報告書10-南盛土(2)-(県第478集)	2009年	旧野球場建設予定地の南盛土に関する調査報告。南盛土の範囲、土層断面図、出土遺物等を掲載した。土偶をはじめとする多数の土・石製品を報告した。
1992～1994年	旧野球場建設予定地	青森県教育委員会	三内丸山遺跡37-旧野球場建設予定地発掘調査報告書11-写真図版編-(県第509集)	2011年	旧野球場建設予定地の既報告の検出遺構・出土遺物の写真図版編。
1992～1994年	旧野球場建設予定地	青森県教育委員会	三内丸山遺跡38-旧野球場建設予定地発掘調査報告書12-北盛土(1)-(県第519集)	2012年	旧野球場建設予定地の北盛土の範囲、層序、土器・石器に関する調査報告。
1992～1994年	旧野球場建設予定地	青森県教育委員会	三内丸山遺跡40-旧野球場建設予定地発掘調査報告書13-北盛土(2)-(県第533集)	2013年	旧野球場建設予定地の北盛土の土・石製品、骨角器、土器・石器の補遺、写真に関する調査報告。
1992～1994年	旧野球場建設予定地	青森県教育委員会	三内丸山遺跡41-旧野球場建設予定地発掘調査報告書14-北の谷(1)-(県第557集)	2014年	旧野球場建設予定地の北の谷の土器・石器・土偶・土製品に関する調査報告。
1992～1994年	旧野球場建設予定地	青森県教育委員会	三内丸山遺跡42-旧野球場建設予定地発掘調査報告書15-北の谷(2)-(県第557集)	2015年	旧野球場建設予定地の北の谷の杭列等の遺構、ミニチュア土器・石製品・骨角器・木製品、自然化学分析に関する調査報告。

三内丸山遺跡の発掘調査と報告書刊行(1)

調査年	調査地点	主体	報告書等	報告年	特記事項
1992～1993年	第6鉄塔地区	青森県教育委員会	三内丸山遺跡Ⅷ-第6鉄塔地区調査報告書1-(県第230集)	1997年	沖館川に面した斜面で層位ごとの一括資料が得られた。当初は斜面地だった場所が遺物包含層の形成後の中期末には居住域となる事を報告した。
1992～1993年	第6鉄塔地区	青森県教育委員会	三内丸山遺跡Ⅸ-第6鉄塔地区調査報告書2-(県第249集)	1998年	報告層位は低湿な部分であり、多数の動植物遺存体が得られ、自然科学的な分析により生活環境や生業の調査を行った。
1992～1993年	第6鉄塔地区	青森県教育委員会	三内丸山遺跡Ⅶ-第6鉄塔地区調査報告書3-(県第289集)	2001年	第6鉄塔地区の遺構外遺物に関する調査報告。
1992～1995年	1992～1995年の調査概要報告	青森県教育委員会	三内丸山遺跡Ⅵ-(県第205集)	1996年	1992～1995年の調査概要報告で、遺構・遺物・地点ごとに記述され、遺構変遷の概要を示した。本報告書は史跡1997年の史跡指定の基本資料となった。
1993年	旧都市計画道路建設予定地	青森市教育委員会	小三内遺跡発掘調査報告書(青森市埋蔵文化財報告書第22集)	1994年	縄文時代中期後葉から末葉の堅穴住居跡などが複数精査され、北海道の余市系の土器が住居跡から出土した。沖館川に面した低地部分では、縄文時代前期の遺物包含層と植物遺存体が検出され、年代測定とあわせて古環境の分析が行われた。
1994年	旧都市計画道路建設予定地	青森市教育委員会	三内丸山(2)遺跡発掘調査報告書(青森市埋蔵文化財報告書第28集)	1996年	南西の墓域の土坑墓等を精査した。遺構は後に埋め戻された。
1994年	旧サッカー場建設予定地	青森県教育委員会	三内丸山(2)遺跡Ⅳ-(県第185集)	1995年	南地区を幅4mのトレンチで広く調査し、中期中葉の堅穴住居や後に環状配石墓とわかった配石を伴う土坑墓が検出された。
1995年	第1次～4次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡Ⅴ-第1次～4次調査報告書-(県第204集)	1996年	第1次で北西斜面の遺物包含層、第2・3次で貯蔵穴、第4次で東側の土坑墓列を調査した。
1996年	第5次～7次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡Ⅴ-第5次～7次調査概要報告書-(県第229集)	1997年	1996年に実施した第5次～7次調査の概要報告。NO.66で詳細を報告した。
1996年	第5次～7次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡ⅤⅠ-第5次～7次調査報告書-(県第251集)	1998年	第5次では南地区の縄文時代中期中葉～後葉の堅穴住居跡が、第6次では沖館川に面した北西の遺物包含層が、第7次では東側の墓域の延長部分が報告された。特に第6次調査では木柱や骨刀を始めとする動植物遺存体が出土し、土器・石器についても層位ごとの一括出土資料を報告した。
1997年	第8・9・10次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡ⅤⅡ-第8次～10次調査概要報告書-(県第252集)	1998年	第8・9次、10次調査の概要報告。
1997年	第8次・9次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡ⅤⅡ-第8次・9次調査報告書-(県第338集)	2002年	第8次調査によって東側の土坑墓列と道路跡が420mの長さを持つことが判明した。第9次調査では第6次調査区周辺に、掘立柱建物跡の柱穴が多数検出され、新たな木柱も検出した。
1997～1999・2001年	第10次・11次・12次・15次・16次・22次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡26-第10次・11次・12次・15次・16次・22次調査報告書-(県第404集)	2005年	第10次・11次では南地区の堅穴住居跡や堅穴遺構、土坑墓などを調査した。第12次調査では北の谷の谷頭周辺が湧水により良好に保たれていることを確認した。第15次調査では沖館川に面した北側斜面の遺物包含層等の西側への広がりを確認した。第16次調査では西盛土北側の前期末の堅穴住居跡を精査した。第22次調査では東側の未調査区域で縄文時代中期中葉の堅穴住居1棟を精査し縄文時代中期の掘立柱建物1棟を確認した。
1998年	第11・12・13次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡ⅤⅢ-第11次～13次調査概要報告書-(県第265集)	1999年	第11・12次、13次調査の概要報告。
1999～2001年	第13次・14次・17次・20次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡22-第13次・14次・17次・20次調査報告書-(県第362集)	2003年	南西の墓域の北側部分の報告であり、多数の土坑墓、環状配石墓、道路跡を報告した。
1999～2001年	第13次・14次・17次・20次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡24-第13・14・17・20次調査報告書-(県第382集)	2004年	第13次・14次・17次・20次調査の遺構外遺物に関する報告。あわせて1994年の旧取り付け道路建設予定地の試掘調査の報告を掲載した。
1999年	第14・15・16次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡ⅤⅣ-第14次～16次調査概要報告書-(県第282集)	2000年	第14・15・16次調査の概要報告。
2000年	第17・18・19次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡Ⅴ-第17次～19次調査概要報告書-(県第309集)	2001年	第17・18・19次調査の概要報告。
2000～2002年	第18・21・24次調査、旧テニスコート建設予定地	青森県教育委員会	三内丸山遺跡31-第18・21・24次調査報告書-(県第443集)	2007年	遺跡西端部の道路跡と土坑墓列、埋設土器、貯蔵穴群、掘立柱建物跡などを報告。あわせて1994年度の旧テニスコート建設予定地試掘調査区の西盛土の概要を報告した。
2000・2002・2004・2005年	第19・25・27・29次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡29-第19・25・27・29次調査報告書-(県第422集)	2006年	第19次調査で取り上げた2本の木柱と掘立柱建物跡群、遺物包含層、縄文時代中期末葉の土層根の焼失住居等を報告した。焼失住居からはウルシの炭化種子が見つかった。
2001年	第20・21・22次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡ⅤⅤ-第20次～22次調査概要報告書-(県第337集)	2002年	第20・21・22次調査の概要報告。
2002年	第23・24・25次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡21-第23次～25次調査概要報告書-(県第361集)	2003年	第23・24・25次調査の概要報告。
2002年	南西の墓域	青森県教育委員会	特別史跡三内丸山遺跡一部損傷事故に係る発掘調査報告書(県第363集)	2003年	南西の墓域での遺構損傷事故を受け、遺構の遺存状況を確認するために調査した。環状配石墓3基で原位置を失った構成礫を把握した。
2002・2003年	第23次・26次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡23-第23・26次調査報告書-(県第381集)	2004年	南西の墓域の南側部分の報告であり、370mに及ぶ道路跡、22基の環状配石墓を報告した。

三内丸山遺跡の発掘調査と報告書刊行(2)

調査年	調査地点	主体	報告書等	報告年	特記事項
2004年	第27次調査概要報告・第28次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡28-第27・28次調査報告書-(県第406集)	2005年	第28次調査では、台地北端部の貯蔵穴が2群にわかれ、さらに東にまで広がることが判明した。
2006年	第30次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡33-第30次調査報告書-(県第462集)	2008年	第19次調査で取り上げた木柱を構成する掘立柱建物跡を確認し、さらに1本の木柱を取り上げた。他に3基の木柱を取り上げ、年代調査の試料を得た。動植物遺存体や年代測定等を行った。
2007・2008年	第31・32次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡36-第31・32次調査報告書-(県第494集)	2010年	環状配石墓と道路跡の先後関係、構成礫の石質等の調査を行った。配石構成礫については岩石学的な調査で荒川上流部からもたらされた可能性が高いことが判明した。
2009～2011年	第33～35次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡39-第33・34・35次調査報告書-(県第520集)	2012年	西盛土の範囲、他の遺構との関連性、形成過程などを報告。動植物遺存体の分析や、土壌の微細形態分析などの自然科学分析を実施。その結果、盛土と埋設土器の関連性が示唆されること、盛土には炭化物等を含み薄く土層が堆積するものとローム質土のみ厚いものと二つの層相が確認できることを報告。
2012～2015年	第36～39次調査	青森県教育委員会	三内丸山遺跡43-第36・37・38・39次調査、北端部予備調査報告書-(県第520集)	2016年	西盛土の東端が確認され、規模が東西100m、南北120m以上であると報告された。また西盛土西側の調査により新たに環状配石墓や溝状遺構が確認されたことを報告。

### 三内丸山遺跡の発掘調査と報告書刊行(3)

調査年	調査地点	調査主体・原因	報告書等	報告年	特記事項
1977年	近野地区	青森県教育委員会	近野遺跡発掘調査報告書(IV)-青森県総合運動公園建設関係発掘調査-(県第47集)	1979年	縄文時代中期後半の19棟の竪穴住居跡を確認し、16棟を精査した。うち1棟は縄文時代中期中葉の推定長軸19.5mの大型住居であり、調査区は遺跡公園として保存された。また、炭化材分析(クワ多数)や花粉分析、年代測定が行われた。
1994～1995年	新県総合運動公園	青森県教育委員会	近野遺跡V-県総合運動公園拡張整備事業に伴う遺跡試掘調査報告-(県第216集)	1997年	新県総合運動公園拡張計画に伴い、運動公園内の遺構の分布・残存状況を確認。
2001～2003年	県道及び県立美術館	青森県教育委員会	近野遺跡Ⅶ-県立美術館及び県道里見丸山線建設事業に伴う遺跡発掘調査報告-(県第394集)	2005年	竪穴建物跡、掘立柱建物跡、土坑、埋設土器などの遺構を検出。
2001～2003年	県道及び県立美術館	青森県教育委員会	近野遺跡Ⅸ-県立美術館及び県道里見丸山線建設事業に伴う遺跡発掘調査報告-(県第418集)	2006年	谷から水場遺構を検出。人為的な削平を伴う沢から木組遺構に導水し、アク抜きが行われたと考えられる。周辺からはトチノキの種皮片が多量に出土。木組遺構に使われた木材の年代測定から、中期中葉期を中心とした時期と考えられる。

### 近野地区・近野遺跡の発掘調査と報告書刊行

## 3 指定に至る経緯

### (1) 史跡指定

範囲確認調査の結果、事業計画地全域に遺構・遺物が及ぶことが明らかとなったため、平成6(1994)年12月16日「三内丸山遺跡問題検討委員会」は、運動公園施設建設予定地とその周辺約38haの保存・活用、公園事業での整備、特徴的な遺構の復元や出土遺物の展示室設置などの応急的な整備、史跡指定を目指した発掘調査の継続を決定した。

史跡指定を目指して行われた範囲・内容確認調査では、本遺跡が縄文前期中葉から中期末葉にわたる大規模な拠点集落であり、各施設が計画的に配置されたことがあらためて明らかとなり、当時の生活・生業・交流・自然環境などを示す多種多様な遺物も出土するなど、その重要性は際立っていた。また、集落として保存するための範囲もほぼ確定した。

青森県は文化庁の指導を受け、平成8(1996)年8月6日、文部大臣に史跡指定申請書を提出し、平成9(1997)年3月5日に、三内丸山(1)・(2)遺跡、小三内遺跡、近野遺跡の一部を含めた全体面積約35haのうち約24.3haが史跡に指定された。

## (2) 特別史跡指定

史跡指定後も発掘調査と並行して、報告書刊行に関連して高精度年代測定、花粉分析、動植物遺存体分析、胎土分析、黒曜石の産地同定分析などが行われた。様々な自然科学分析によって、クリ・ウルシの栽培の可能性、1,500年に及ぶ集落の存続期間、遺跡周辺の自然環境・生態系、縄文人の資源利用や交流・交易の実態など、より縄文社会を具体的に描くことができる貴重な資料が得られた。

青森県は、文化庁の指導の下、平成12(2000)年9月21日文部大臣へ特別史跡指定申請書を提出し、平成12(2000)年11月24日に縄文時代の遺跡としては44年ぶりに特別史跡に指定された。

## (3) 特別史跡追加指定

近野遺跡北端部において検出された水場遺構を伴う縄文時代中期後半の集落を既指定地と一体的に保護する必要があるため、青森県教育委員会は文化庁の指導を得ながら、平成25(2013)年7月、土地の所有者不明により未指定であった区画と合わせて8,453.59㎡の特別史跡追加指定について、文部科学大臣に意見具申書を提出した。同年11月15日、文化審議会において追加指定の答申が出され、翌平成26(2014)年3月18日に官報告示がなされた。

# 4 指定内容とその範囲

## (1) 史跡指定

- ・ 名 称 史跡三内丸山遺跡
- ・ 所在地 青森県青森市大字三内字丸山・大字安田字近野
- ・ 指定年月日 平成9(1997)年3月5日(官報第2089号)
- ・ 種 別 史跡
- ・ 面 積 243,340.11 ㎡
- ・ 地 域

青森県青森市大字三内字丸山

215番、216番、217番、218番ノ1、218番ノ2、219番ノ1、219番ノ2、219番ノ3、219番ノ4、219番ノ5、219番ノ6、220番、221番、222番ノ1、222番ノ2、223番、224番、225番、226番ノ1、226番ノ3、227番ノ1、227番ノ2、228番ノ1、228番ノ2、229番ノ1、230番ノ1、230番ノ2、230番ノ3、230番ノ4、230番ノ5、230番ノ6、230番ノ7、230番ノ8、230番ノ9、230番ノ10、230番ノ11、

230 番ノ 12、230 番ノ 13、230 番ノ 14、230 番ノ 15、230 番ノ 16、230 番ノ 17、  
231 番ノ 1、232 番ノ 1、232 番ノ 2、233 番ノ 1、233 番ノ 2、233 番ノ 3、233 番ノ  
4、233 番ノ 5、233 番ノ 6、234 番ノ 1、234 番ノ 2、234 番ノ 3、234 番ノ 4、234  
番ノ 5、234 番ノ 6、234 番ノ 7、234 番ノ 8、234 番ノ 9、234 番ノ 10、234 番ノ 11、  
234 番ノ 12、234 番ノ 13、234 番ノ 14、234 番ノ 15、234 番ノ 16、234 番ノ 17、  
235 番ノ 3、235 番ノ 4、238 番ノ 4 のうち実測 101.57 m<sup>2</sup>、238 番ノ 5 のうち実測  
20.43 m<sup>2</sup>、238 番ノ 10、238 番ノ 12、238 番ノ 13、239 番、249 番ノ 10、249 番ノ  
10、249 番ノ 11、249 番ノ 12、249 番ノ 13、249 番ノ 14、249 番ノ 15、249 番ノ  
17、249 番ノ 18、249 番ノ 23、249 番ノ 24、249 番ノ 25、251 番ノ 2、251 番ノ 3  
のうち実測 616.85 m<sup>2</sup>、251 番ノ 4、252 番ノ 1、252 番ノ 2、252 番ノ 3、253 番ノ  
1、253 番ノ 2、253 番ノ 5、253 番ノ 6、253 番ノ 18、253 番ノ 19、253 番ノ 21、253  
番ノ 22、254 番、255 番ノ 1、255 番ノ 2、255 番ノ 3、255 番ノ 4、255 番ノ 5、255  
番ノ 6、255 番ノ 7、255 番ノ 8、255 番ノ 9、255 番ノ 10、255 番ノ 11、255 番ノ  
12、255 番ノ 14、255 番ノ 15、255 番ノ 16、255 番ノ 17、255 番ノ 18、255 番ノ  
19、255 番ノ 20、255 番ノ 21、255 番ノ 22、255 番ノ 23、255 番ノ 24、255 番ノ  
25、255 番ノ 26、255 番ノ 27、255 番ノ 28、255 番ノ 29、255 番ノ 30、255 番ノ  
31、259 番ノ 1、259 番ノ 2、259 番ノ 3、259 番ノ 4、259 番ノ 5、260 番ノ 1、260  
番ノ 2、260 番ノ 3、260 番ノ 4、260 番ノ 5、260 番ノ 6、260 番ノ 7、260 番ノ 8、  
260 番ノ 9、260 番ノ 10、260 番ノ 11、260 番ノ 12、260 番ノ 13、263 番、264 番  
ノ 1、264 番ノ 2、265 番、266 番ノ 1、266 番ノ 2、267 番、268 番ノ 1、268 番ノ 2、  
268 番ノ 3、269 番、270 番ノ 1、270 番ノ 2、271 番、272 番、273 番、274 番、275  
番ノ 1、275 番ノ 1 に接する無番地のうち実測 6016.05 m<sup>2</sup>、275 番ノ 2、275 番ノ  
3、275 番ノ 4、275 番ノ 5、276 番ノ 1、276 番ノ 2、276 番ノ 3、276 番ノ 4、276  
番ノ 5、276 番ノ 6、276 番ノ 7、276 番ノ 8、276 番ノ 9、276 番ノ 10、276 番ノ 11、  
276 番ノ 12、276 番ノ 13、276 番ノ 14、276 番ノ 15、276 番ノ 16、277 番ノ 1、277  
番ノ 2、278 番ノ 68 のうち実測 127.78 m<sup>2</sup>、278 番ノ 71 のうち実測 939.33 m<sup>2</sup>、279  
番ノ 1、279 番ノ 2 のうち実測 1020.29 m<sup>2</sup>、279 番ノ 3、279 番ノ 4、280 番ノ 1、  
280 番ノ 2、280 番ノ 3 のうち実測 26.80 m<sup>2</sup>、280 番ノ 4、281 番、282 番、283 番、  
284 番ノ 1、284 番ノ 2、285 番、286 番、287 番、288 番、289 番、290 番、291  
番、292 番、292 番ノ 2 のうち実測 262.73 m<sup>2</sup>、293 番のうち実測 3671.43 m<sup>2</sup>、294  
番、295 番のうち実測 1258.31 m<sup>2</sup>、296 番のうち実測 2037.37 m<sup>2</sup>、297 番、298  
番、299 番、300 番、301 番のうち実測 1525.79 m<sup>2</sup>、302 番のうち実測 783.07 m<sup>2</sup>、  
303 番、304 番ノ 1 のうち実測 1497.74 m<sup>2</sup>、304 番ノ 3 のうち実測 10.50 m<sup>2</sup>、306  
番のうち実測 1700.71 m<sup>2</sup>、307 番ノ 1 のうち実測 23.20 m<sup>2</sup>、311 番のうち実測  
228.79 m<sup>2</sup>、320 番のうち実測 1494.75 m<sup>2</sup>、395 番ノ 121、416 番ノ 1、416 番ノ 2、  
416 番ノ 3、417 番、418 番ノ 1、418 番ノ 2、418 番ノ 3

#### 青森県青森市大字安田字近野

195 番のうち実測 26.56 m<sup>2</sup>、199 番ノ 1 のうち実測 9511.22 m<sup>2</sup>、199 番ノ 2、200 番、201 番、202 番のうち実測 1073.64 m<sup>2</sup>、203 番ノ 1 のうち実測 1813.17 m<sup>2</sup>、205 番のうち実測 488.32 m<sup>2</sup>、219 番のうち実測 5606.63 m<sup>2</sup>、220 番ノ 1、220 番ノ 2、221 番ノ 3 のうち実測 116.48 m<sup>2</sup>、223 番ノのうち実測 1039.77 m<sup>2</sup> 上の地域に介在する道路敷を含む

#### ・指定説明

三内丸山遺跡は、青森市の中央部を北東へ抜けて青森湾に注ぐ沖館川の右岸台地上に営まれた 35 ヘクタールに及ぶ縄文時代前・中期の大規模な集落跡を中心とした遺跡である。

古く江戸時代から菅江真澄などの紹介によって知られていたが、戦後になって慶応義塾大学考古学研究室が小規模な学術調査を実施した。昭和 48 年から 51 年には、県営運動公園の建設にともなう発掘調査が県教育委員会によって行われ、その後も継続的に開発事前の調査が青森市教育委員会の調査や青森県教育委員会によって実施されてきた。平成 4 年に至って遺跡全体の範囲を超える大規模な運動公園の整備拡張が計画され、県教委によってまず北側の北地区で野球場の建設部分 5 ヘクタールについて事前調査が開始された。2 年後の平成 6 年 7 月になって重要性が確認されるに及び保存が決定された。現在は遺跡の内容や性格を確認するための発掘調査が実施されている。

本遺跡は、陸奥湾西部の青森湾の南岸に広がる青森平野に向かって南から延びる八甲田山の北麓に位置し、沖館川が形成した標高 10 メートルから 18 メートルのほぼ平坦な中位段丘に立地している。北西を流れる沖館川とは比高 7 メートルから 8 メートルの急崖をなし、北東からは大きな谷地が樹枝状に入り込み、その一部は北地区の南や遺跡南東側に延びて谷頭を形成している。また沖館川に面した北斜面と中央谷と呼んでいる北斜面中央に入る小さな谷には、下位の低湿地部分に有機物を多く含む泥炭質シルト土壌が堆積している。なお周辺には沖館川左岸の三内沢部遺跡や三内霊園遺跡、北西側の谷を挟んで三内遺跡が所在するなど、三内丸山遺跡と並行する時期の生活痕跡をもつ遺跡が隣り合わせで集中している。

遺跡が本格的に営まれ始めたのは、縄文時代前期中葉で、北地区の中央谷から台地中央にかけて堅穴住居・土坑墓・埋設土器が配置され、中央谷から北斜面に廃棄場が形成され始めた。中央には大型堅穴住居が設置され、中央谷の西側にかけて居住域が営まれ、その北側には誕生前後から幼少時に死亡した子どもたちの墓と考えられる埋設土器が密集している。おとなの墓と推定できる土坑墓は、中期の南盛土に覆われているため詳細は不明であるなど、保存が決定されたため調査が及んでいない部分も多い。また、とくに中央谷には、谷に沿った東側に土留め用

杭列が路肩に打ち込まれた幅1メートルから2メートルの道が、約 90 メートルにわたって沖館川に延びていると推定されている。

中央谷と北斜面の前期に属する低湿部からは、土器や石器のほかに木器・編物製品・骨角器および多量の動植物遺体などが発見されている。木器には、鉢・漆塗り台付皿・掘棒・櫛状木製品・ヘラ状木製品・漆塗り堅櫛・柱材などがある。編物製品は、イグサの仲間で編まれた小型カゴ(※注)、蔓のようなものを組んだ紐などがある。骨角器には、釣針・銚・ヤスなどの漁撈具、縫い針・ヘアピン・管玉・牙製の垂飾品や腕輪などの装身具、鯨骨製の骨刀などがある。植物遺体には、ニフトコ・ヤマブドウ・ヤマグワなどの種子や割られたクルミ殻やクリ果皮片などが発見され、栽培植物と考えられるゴボウ・ヒョウタンの仲間・マメ科の種子などが少量ながら確認されている。また縄文時代には一般的なシカやイノシシが少なく、ムササビやノウサギなどの小型獣、ガン・カモ類やウ・アビなどの鳥類も相対的に多い。魚類には、カツオ・マダイ・ブリ・アジ・サバ・ヒラメ・カレイとイワシ・ハゼ類などの小型魚も多く発見されている。

中期になると集落は拡大し、北地区全体に広がる。住居は引き続き中央谷の西側と東斜面に構築され、大型竪穴住居は台地中央部から北側に位置し、台地中央部には列状の土坑墓が出現した。新たに貯蔵穴が中央谷の東側の沖館川に面した台地の縁辺部に密集し、東西棟の掘立柱建物が台地中央に10棟近く縦列し、西側には数棟が横列して出現した。さらに台地北西端のやや高いところに、太さ1メートル前後のクリの巨木を間隔 4.2 メートルで6本の長方形に配置した遺構があり、これを大型掘立柱建物とする見解がある。この周辺にはやや小規模ながらほぼ同様な遺構が、数回建て替えられている。いわゆる「盛土遺構」も南北と西側の三か所に形成され始めた。

やがて中期半ばになると北地区ばかりでなく、野球場部分の南側の谷を挟んだ南側の南地区、さらに谷を挟んだ南東のかつて近野遺跡と呼んだ近野地区に遺跡範囲が広がった。北地区の「盛土遺構」はますます大型化し、埋設土器や列状墓も中期後葉になるまで引き続き構築され、この時期のものが最も多い。

列状墓を含む北地区の土坑墓は合計 155 基が発見され、ヒスイ製の装飾品1点や石鏃 10 点が副葬されたり、磨石・敲石・凹石が副葬された場合がある。列状墓は、長軸約 1.4 メートルの楕円形や隅丸長方形が主体で、平均約 15 メートル幅の道に長軸を直交させ、北地区の中央部から北東に 210 メートル以上にわたって道に沿って2列に延びる。

中期の埋設土器は、北地区から約 760 基発見され、磨石・敲石や石鏃など土坑墓と共通する副葬品が入れられている。また粘土採掘穴が、北地区の谷の東側と南斜面に掘られたのは中期後葉である。さらに先の運動公園建設時や現在実施している確認調査では、南地区には中期後半を中心として北東斜面に竪穴住居や柱穴

群が営まれ、一段高い尾根上には南北2列に並ぶ土坑墓、西側斜面には土坑墓や配石遺構が築かれた。さらに近野地区では、大型竪穴を含む中期の竪穴住居群が確認されている。しかし、中期終末に集落は急激に縮小し、北地区の中央谷の西側に住居や土坑だけとなり終焉を迎えた。

「盛土遺構」は、炭化物・焼土・地山土などが厚さ約5センチメートルから10センチメートルで径1メートルから2.5メートルほどに広がる単位が累積したもので、南北約70メートルで東西35メートル前後の範囲にうずたかく積まれて遺物を多量に含んでいる。土偶・ミニチュア土器・各種の土製品や石製品が非常に多い。土偶は遺跡全体から約700点発見されているが、その約9割は「盛土遺構」から発見されている。なお本遺跡周辺では調達しえない黒曜石・アスファルト・ヒスイやコハクなどは、遠隔地との交流を物語っている。

本遺跡は、東北北部から北海道南部における縄文時代前期半ばから中期末に及ぶ大規模で拠点的な集落の実態と変遷の様相を良好に示す。とくに35ヘクタール以上にも及ぶ範囲に約1,500年も営まれ、道を軸にして掘立柱建物や列状の土坑墓などの各種の遺構が計画的に配置された集落の様相は、当時の組織化された社会構造をあわらしている可能性さうかがわせる。また北の斜面や中央谷の低湿部には有機質の道具類や動植物遺存体が良好に保存され、当時の道具類の全体像や生業・食生活さらには自然環境に関する豊富な情報を内包している。膨大な量の遺物も合わせて、わが国の縄文文化の様相を雄弁に物語っている。よって史跡に指定し、その保存を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』平成8(1996)年12月号 第399号)

(※注) 平成6年の分析により、小型カゴの素材はイグサ科の植物として展示解説および発掘調査報告書等にその旨を記載してきた。しかし平成23年、東北大学の鈴木三男教授(植物系統学・植物解剖学・古植物学)による資料組織の顕微鏡観察により、「針葉樹のヒノキ科の樹皮製」であることが判明した。



備考 一 縦の土地のうち一部のみに指定するものについては、地域に関する実地調査を青森県教育委員会及び青森市教育委員会に協同して調査に供する。

○文部省告示第百七十三号  
文化財保護法（昭和二十五年法律第百十四号）第六十九条第一項の規定により、次に掲げる記念物を史跡に指定する。  
平成九年三月五日  
文部大臣 小杉 隆

名称	所在地	面積
三内丸山遺跡	青森県青森市大字三内丸山	243,340.11㎡
大字安田字近野	青森県青森市大字安田字近野	1,234.56㎡
...	...	...

史跡指定時の官報(平成9年3月5日 第2089号)

(2) 特別史跡指定

- ・名称 特別史跡三内丸山遺跡
- ・所在地 青森県青森市大字三内丸山・大字安田字近野
- ・指定年月日 平成12(2000)年11月24日(官報第3002号)
- ・種別 特別史跡
- ・面積 243,340.11㎡
- ・地域 史跡指定時に同じ
- ・指定説明

三内丸山遺跡は、青森市の中央部を北東へ抜けて青森湾に注ぐ沖館川の右岸台地上に営まれた35ヘクタールに及ぶ縄文時代前・中期の大規模遺跡である。

江戸時代から知られていたが、平成4年に開始された野球場建設に伴う発掘調査が進められる中、平成6年に遺跡の重要性が判明し、保存が決定された。それに引き続き、遺跡の範囲や内容を確認する発掘調査が青森県教育委員会によって行われた。これらの調査は調査面積8万3238㎡に及び、本遺跡が東北北部から北海道南部における縄文時代前期半ばから中期末に及ぶ大規模で拠点的な集落であり、竪穴住居、土坑墓、埋設土器、貯蔵穴、大型掘立柱建物、盛土遺

○文部省告示第百七十三号  
文化財保護法（昭和二十五年法律第百十四号）第六十九条第一項の規定により、次に掲げる史跡を特別史跡に指定する。  
平成十二年十一月二十四日  
文部大臣 大島 理森

名称	関係	備考
三内丸山遺跡	平成九年文部省告示第百十九号	

三内丸山遺跡  
三内丸山遺跡

特別史跡指定時の官報(平成12年11月24日 第3002号)とその訂正

構などの各種遺構が計画的に配置されていたことが明らかにされた。また、当時の生活、生業、交流、自然環境などを示す多種多様な遺物が検出された。

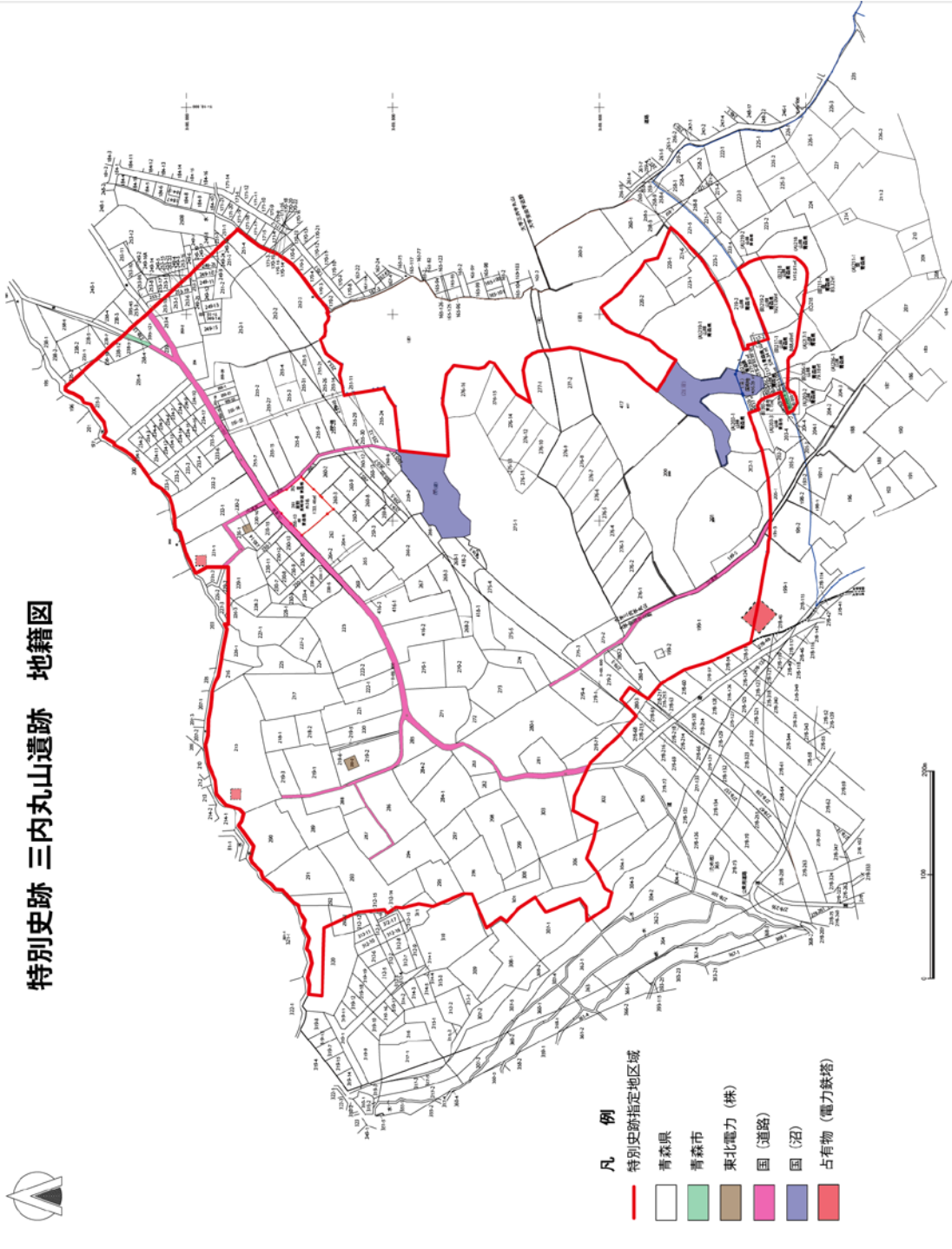
このことから、わが国の縄文文化の様相を雄弁に物語る遺跡として、平成9年3月に史跡に指定されるとともに、建物復元や遺構展示等による整備も図られてきた。

指定後、青森県教育委員会により、調査面積約1万 2200 m<sup>2</sup>に及ぶ内容確認調査が継続して行われている。平成9年度には両側に土坑墓列を配置する幅約 12mの基幹道路跡が集落中央から東に約 420m以上に及ぶことが確認された。また、平成 10 年度から 12 年度には集落西南で環状配石墓・配石墓・土坑墓からなる墓域と集落中央からこの墓域に向かう長さ 170mの道路跡などが調査された。これらの調査の結果、集落の内容や社会組織を解明する上での重要な手がかりが得られた。また、発掘調査と並行して、出土種子の遺伝子分析、高精度年代測定、花粉分析、動・植物遺存体分析、土偶の胎土分析、黒曜石などの蛍光X線分析など、さまざまな自然科学的分析が体系的に行われている。こうした分析からは、クリやウルシが栽培されていた可能性が高いこと、集落の存続期間が 5500～4000 年前前後の約 1500 年間に及ぶことや土器型式の時間的幅の詳細、遺跡周辺の自然環境・生態系、縄文人の資源利用や交流・交易の実態など、従来の想定をはるかに超えるものが明らかにされてきた。以上のような調査や分析の結果は、毎年刊行される調査報告書や『史跡三内丸山遺跡年報』で公開されるとともに、さまざまな媒体を通じて、学界のみならず一般の人びとの縄文文化に対する見方、考え方に大きな影響を与えている。

このように三内丸山遺跡は代表的な縄文遺跡として、規模がきわめて大きく、存続期間も非常に長い。また、豊富な内容を有し、さまざまな情報を発信しており、縄文文化の実態を総合的に解明する上で、欠かすことのできないきわめて高い学術的な価値をもつ。よって特別史跡に指定しようとするものである。

(『月刊文化財』平成 12(2000)年 12 月号 第 447 号)

# 特別史跡 三内丸山遺跡 地籍図



- 凡 例**
- 特別史跡指定地区域
  - 青森県
  - 青森市
  - 東北電力(株)
  - 国(道路)
  - 国(沼)
  - 占有物(電力鉄塔)

特別史跡三内丸山遺跡と地籍図

### (3) 特別史跡追加指定

- ・名称 特別史跡三内丸山遺跡
- ・所在地 青森県青森市大字三内字丸山・大字安田字近野
- ・指定年月日 平成26年3月18日(官報 号外第55号)
- ・種別 特別史跡
- ・追加指定面積 8,453.59 m<sup>2</sup>
- ・地域

青森県青森市大字三内字丸山

255番ノ13、261番、262番、青森市大字安田字近野203番ノ1と219番ノ1に挟まれ、206番ノ3に南接するまでの池沼部分、203番ノ1のうち実測239.57 m<sup>2</sup>、203番ノ2のうち実測130.52 m<sup>2</sup>、203番ノ3のうち実測1.72 m<sup>2</sup>、203番ノ5のうち実測118.68 m<sup>2</sup>、203番ノ6のうち実測140.60 m<sup>2</sup>、203番ノ7、206番ノ1のうち実測79.18 m<sup>2</sup>、206番ノ3、211番ノ1のうち実測83.32 m<sup>2</sup>、217番ノ1のうち実測888.69 m<sup>2</sup>、217番ノ3、218番のうち実測1415.91 m<sup>2</sup>、219番ノ1のうち実測277.89 m<sup>2</sup>、219番ノ2のうち実測1921.09 m<sup>2</sup>、219番ノ4

#### ・指定説明

三内丸山遺跡は、陸奥湾の南西部3.5キロメートルに位置し、八甲田連峰から派生する低位段丘の先端部、標高17～20メートルの平坦部に立地する縄文時代前期から中期にかけての拠点的な大集落跡である。

遺跡は江戸時代から土器や土偶が出土する遺跡として広く知られ、昭和28年から同33年までの慶應義塾大学の発掘調査、昭和42年以降は青森県や青森市による数度の発掘調査を通じて、大規模な集落遺跡であることは早くから明らかになっていた。

そうした中、平成4年度から始まった県営の新運動公園建設事業(野球場建設)に伴い青森県埋蔵文化財センターによって行われた発掘調査により、東西約700メートル、南北約600メートルの範囲で、大型竪穴建物群、竪穴建物群、掘立柱建物群、土坑墓群、埋設土器群、貯蔵穴群、三か所の大規模な盛土等が確認された。特に、直径1メートルに及ぶクリ材を柱として使用した梁行1間、桁行2間の大型掘立柱建物、2列に分かれた土坑墓列、そして、大量の遺物を包含する盛り土はほかに例がない。また、土偶をはじめとする祭祀遺物、ヒスイなど交流を示す石製品、谷部から出土する各種動植物遺存体等は質量ともにほかの遺跡を圧倒している。さらには、これまでの縄文時代像を変える発見としてDNA分析によりクリの大々的な栽培が想定される等、北海道・北東北のみならず日本列島を代表する縄文時代の拠点的な大規模集落跡として位置づけられた。これにより平成6年度には遺跡の全面保存が決定され、平成9年3月には史跡に、平成12年11月には特別史跡に指定された。なお、出土遺物は平成15年5月に重要文化財に指定された。

今回、遺跡の東端部で確認された集落跡と水場遺構等を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』平成 26 年 2 月号第 605 号)

特別史跡内は、青森県が都市公園用地として取得を進めていたこともあり、県有地約 91%、国有地約 5%、市有地約 4% でありほぼ 100% が公有化されている。

僅かに 0.07% ほどの民有地があるが、その多くの所有者である東北電力株式会社が保有する鉄塔・電柱・電線等の施設のメンテナンス・改変・撤去および安全確保の為に施設周辺樹木の伐採の計画がある場合、都市公園を管理する青森県立美術館および特別史跡を管理する青森県教育委員会が窓口となり対応を協議することとなり、開発行為からの保護が図られている。

## 第3章 特別史跡の保存管理

### 1 本質的価値

三内丸山遺跡は、北海道南部から東北北部における縄文時代前期中葉から中期末葉にかけての大規模で拠点的な集落跡であり、縄文時代の集落の様相を具体的に示し、当時の環境・生業活動を復元することのできる遺構や地形、それと密接な関わりのある遺物、さらに良好に遺構・遺物が埋蔵されている状態も含む。

#### (1) 本質的価値を構成する枢要の諸要素

本遺跡における本質的価値を構成する枢要の諸要素は、遺構、遺物、縄文時代の地形に分けられる。遺構には、竪穴建物跡・大型竪穴建物跡・掘立柱建物跡・大型掘立柱建物跡・柱穴・屋外炉・焼土遺構・土坑・土坑墓・配石土坑墓・埋設土器・道路跡・配石遺構・粘土採掘坑・盛土遺構・遺物包含層・杭列・水場遺構がある。

また遺物には、土器・石器・土製品・石製品・木器・編組製品・漆塗製品・骨角器・動植物遺存体などがある。

#### (2) 本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素

縄文時代の所産ではないが、遺跡を理解するために必要であり、本質的価値を構成する枢要の諸要素に準じて重要なものである。

平安時代の竪穴建物跡等の遺構は、縄文時代以降の土地利用の実態を示すものであり、本質的価値を構成する枢要の諸要素ではないが、それに準じる要素である。

見学者の三内丸山遺跡の理解の助けとなる復元展示は、大型竪穴建物1棟・大型掘立柱建物1棟・竪穴建物跡15棟・掘立柱建物3棟・土坑墓41基がある。

また、縄文人が利用した食用や道具類の素材となったクリ・コナラ・クルミなどの落葉広葉樹やニワトコ・ヤマブドウ・サルナシなどの漿果類等は、三内丸山遺跡を理解するために必要な要素であり、それらは遺跡内の園路脇や林間や南地区に整備された縄文植物園に現在見られる。

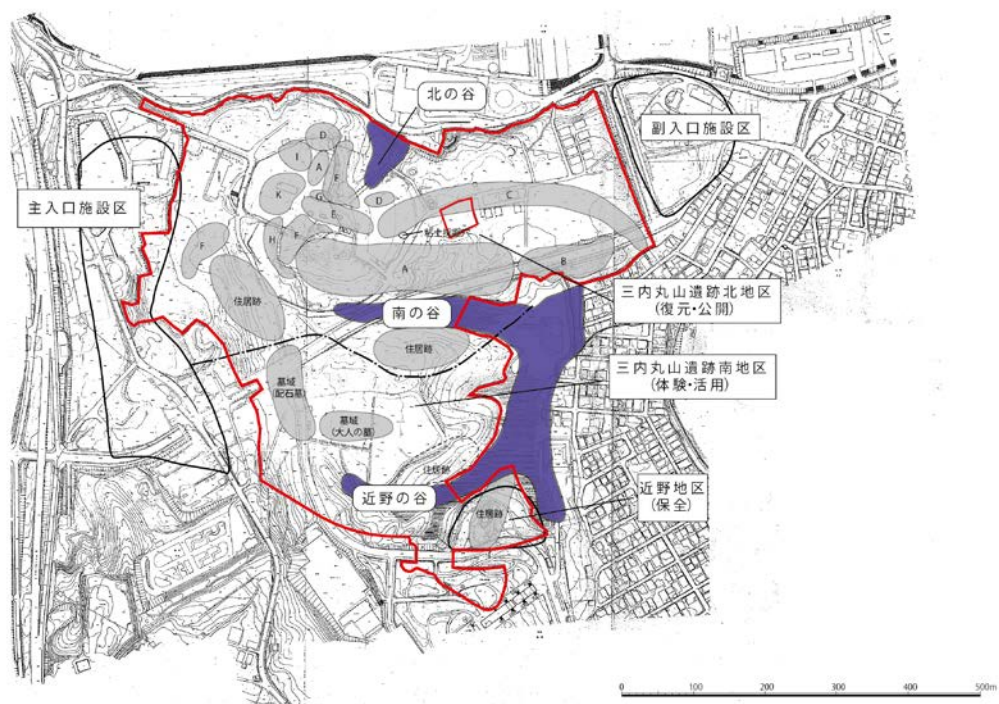
#### (3) その他の諸要素

上記の他、露出展示遺構の保護や見学者の安全性の確保のため必要な施設等がある。

## 2 特別史跡の地区別の現状

『第1200号 青森県総合運動公園 遺跡ゾーン基本計画報告書』では、「南の谷」と「近野の谷」と呼ばれる谷地形によって、「北地区」、「南地区」、「近野地区」に区分しており、地区毎に記述する。

なお、遺構は発掘調査後、必要に応じて山砂を充填した上で、60～100cm の厚さの盛土で覆われており、指定地内の掘削行為は現状変更の対象であるため、厳密に保護されている。



地区区分図

### (1) 北地区

集落跡の主要部分と考えられ、沖館川に面した標高約20mの台地である。西側の都市公園供用区域と東側の未供用区域がある。

西側の公開活用エリア(都市公園供用区)では、縄文時代中期の建物や墓の復元展示を行っている。

大型掘立柱建物跡(柱穴)、子供の墓、北盛土、南盛土、大人の墓の一部を覆屋で保護し露出展示を行っている。見学ルートには、園路や擬木柵を設置し、誘導及び安全の確保に努めている。

大人の墓及び掘立柱建物群の復元展示の北側に、「北の谷」が存在し、谷地形は常時滞水し、有機質遺物を含む遺物包含層を保護している。

東側は都市公園未供用区である。復元整備等は行わず、現状保全を行っている。

## (2) 南地区

縄文中期の遺構の広がり確認されているが、遺構の復元展示を行わない地区である。平成10～14(1998～2002)年に植生復元委員会によりクリとブナの植栽実験・モニタリングが行われた。

一帯は体験・活用の場と位置づけられており、「ピクニック広場」として飲食可能な地域としている。一角に「縄文植物園」が設置され、ヤマブドウやカラムシなどを栽培展示し、体験学習に活用している。

## (3) 近野地区

台地上では大型竪穴建物跡や大型掘立柱建物跡を伴う縄文時代中期の集落跡が、谷地形では水場遺構が検出されている。県立美術館の北側に位置し、現況のまま保全し、将来的にも発掘調査を行わないこととしている地区である。

## 3 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取り扱い

文化財保護法第125条の規定により、史跡指定地において現状を変更し、又その保存に影響を及ぼす行為については、文化庁長官の許可を得る必要がある。現状変更行為の中で軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条の規定に基づき、青森市教育委員会がその事務を行うこととなっている。

特別史跡指定地内には、本質的な価値を構成する要素が保全されていることから、整備・保存・活用に資する変更以外、原則として現状変更を認めない。

現状変更手続きと事業実施の一連の流れは、図に示した。

具体的な取扱基準については表の通りとする。

災害・事故等により指定地内の環境や景観にき損が生じた場合には、き損届(文化財保護法第120条)を文化庁長官に提出することとなっている。この際、き損以前の状態に復旧する行為には復旧届を提出し、それ以外に改善等の措置を含めて工事を行う際には現状変更許可が必要となる。

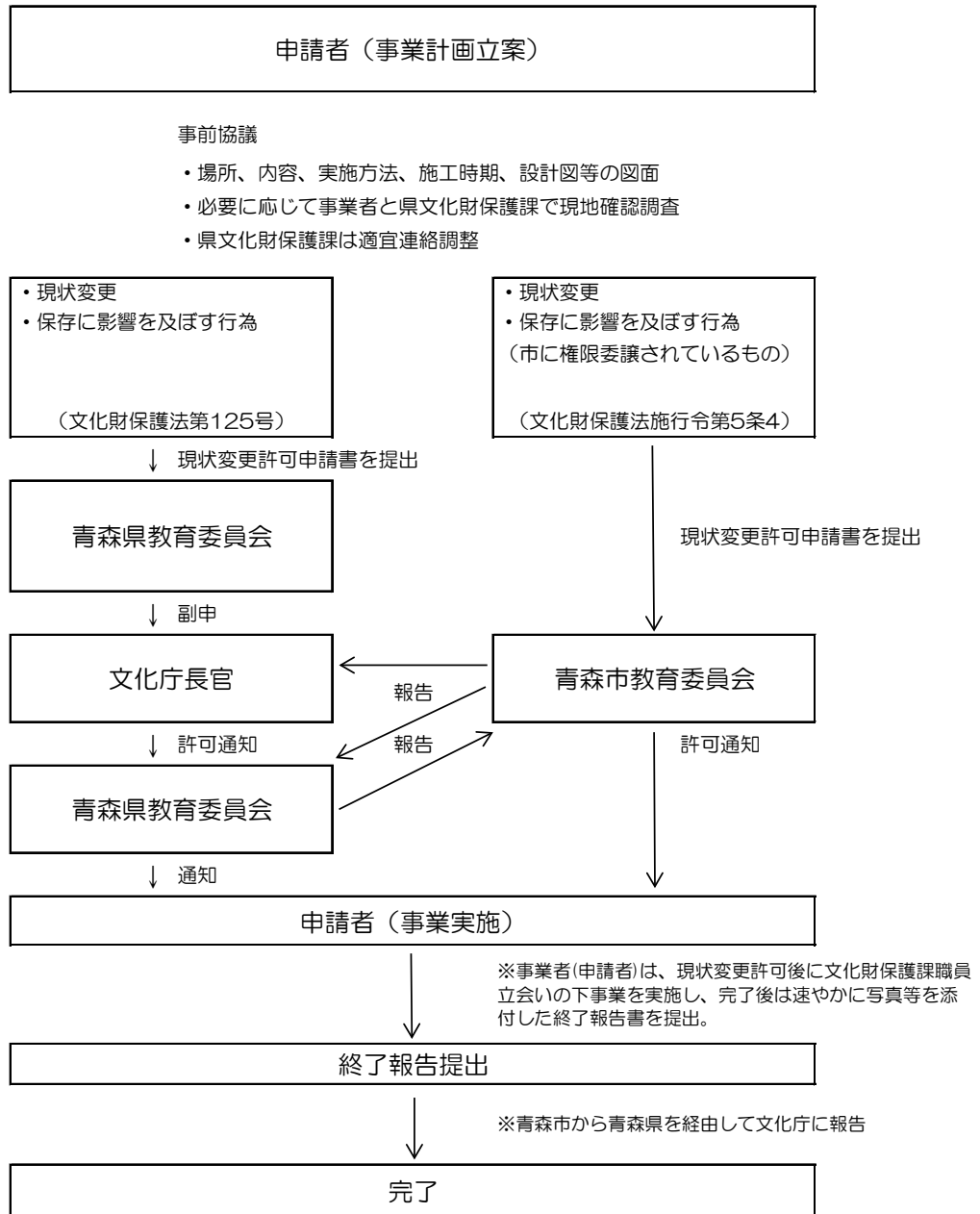
現状変更等の許可が不要な行為は、文化財保護法第125条により、以下のとおりである。

- ・維持の措置
- ・非常災害のために必要な応急措置
- ・保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの

なお、現状変更については、全て文化財保護課の専門職員の立ち会いのもと、実施される。



## 特別史跡指定地の現状変更手続きの流れ



現状変更手続きフロー図

価値の要素	種別	特別史跡指定地内	保護の状態	想定される行為	取扱い方針	現状変更時対応
本質的価値を構成する根要の諸要素	縄文時代の遺構	竪穴建物跡 掘立柱建物跡 柱穴 屋外炉 焼土遺構 土坑 土坑墓 配石土坑墓 埋設土器 配石遺構 道路跡 粘土採掘坑 盛土遺構 遺物包含層 杭列 水場遺構(トチの水さらし場遺構)	保護盛土	発掘調査、史跡整備	現状変更許可が必要	文化財保護課が発掘調査・立会
	露出展示遺構	露出展示 南盛土遺構 露出展示 北盛土遺構 露出展示 子供の墓(埋設土器) 露出展示 大人の墓(土坑墓) 露出展示 大型掘立柱建物跡	空調付覆屋・換気機能付ガラスケースによる保護	露出遺構の修復、覆屋の交換設置 露出遺構の清掃・保存処理、覆屋の補修	日常的維持管理	
	縄文時代の遺物	土器 石器 土製品 石製品 木器 繊維製品 漆塗製品類 骨角器 動物物素材製品類 動物遺存体などの自然遺物	保護盛土・現状保存	発掘調査、史跡整備	現状変更許可が必要	文化財保護課が発掘調査・立会
	地形	特別史跡を構成する 台地・谷・低地・傾斜面や崖地形				
本質的価値以外を構成する諸要素の諸要素	に縄文生ずる代	落葉広葉樹:クリ・コナラ・クミ 漿果類:ニフトコ・ヤマブドウ・サルナシ・クワ	現状保全	発掘調査、史跡整備、史跡指定前から生育する木竹の伐採、植樹 史跡指定後に生育した木竹の伐採、木竹の枝払い、除草	日常的維持管理	
	復元建物・施設	復元建物:大型建物跡1棟 復元建物:大型掘立柱建物跡1棟 復元建物:竪穴建物15棟 復元建物:掘立柱建物3棟 復元施設:土坑墓41基	現状保存	発掘調査、史跡整備、復元建物設置・改築	現状変更許可が必要	文化財保護課が発掘調査・立会
	遺外縄文時代の遺構・遺物	弥生時代・古代・中近世の遺構・遺物	保護盛土・現状保存	発掘調査、史跡整備	現状変更許可が必要	文化財保護課が発掘調査・立会
その他の諸要素	仮設建物(トイレ・休憩所)		—	発掘調査に伴う施設の設置		
	利便的施設	露出展示遺構覆屋・工作物(解説版・園路・階段・擬木柵)・短期の仮設建物	—	史跡整備に伴う覆屋・工作物の新設・改修 覆屋・工作物(解説版・園路・階段・擬木柵)の修繕、可動性のベンチ等の設置及び撤去、除雪、イベント等における一時的・暫定的な仮設建物等設置	日常的維持管理	
	ライフ施設ライン	現代的施設:高圧鉄塔・橋梁	—	鉄塔・電線に近い樹木(史跡指定後に生育したもの)の伐採、鉄塔の建替・移設・撤去、橋梁の架け替え 鉄塔・電線に近い樹木の枝払い、橋梁の補修	現状変更許可が必要	文化財保護課が発掘調査・立会
	外物来植	北米原産のニセアカシア(ハリエンジュ)	—	史跡保護・景観維持・縄文時代の植生復元のための伐採	日常的維持管理	

特別史跡内の価値の要素と想定される行為への取扱い方針

## 4 保存管理の内容

本質的価値を構成する枢要の諸要素のうち、遺構・遺物・地形は、保護盛土で覆われ、掘削行為は現状変更の対象であるため、厳格に保護されている。有機質遺物を含む「北の谷」は、常時滞水していることを目視で確認している(また、平成10年の発掘調査で、保存状況に問題がないことを確認した)。また、地震や大雨等の自然災害の際には、現地にいる専門職員が保護盛土の状態を確認している。根が浅く倒れやすいことから保護盛土に損傷を与えるニセアカシア等の自生についても、専門職員が定期的に監視し、状況を把握している。

一部の遺構は、内容や価値を正しく伝え、見学者に理解してもらうため、整備計画に基づき実物の遺構を展示している。大型掘立柱建物跡・子供の墓・南盛土・北盛土は覆屋、大人の墓は観察用ガラスで保護して露出展示している。展示遺構は、以下の手順で保存管理を行っている。

### (1) 経過観察

専門職員が定期的に目視で観察し、必要に応じ、適切な対応を行うこととしている。また、警備員も一日複数回の巡回を行っており、異変発見時には報告が入り、専門職員の対応が可能な体制を整えている。覆屋内では、温度と湿度の記録を行っている。また、月1度、遺構清掃の際に、各遺構の写真を撮影している。

### (2) 維持管理

覆屋内の温度・湿度を適切に管理し、カビ・塩類の析出・冬期の遺構面の凍結の防止につとめている。

また、熟練作業員により定期的に清掃作業を行うとともに、専門業者により保存処理を実施している。

### (3) その他

上記の日常的な経過観察と維持管理のほか、公開10年を経過した段階で、大型掘立柱建物跡の柱穴、及び大型掘立柱建物跡・子どもの墓・北盛土の公開範囲を囲み、周囲の保護盛土をおさえる目的で設置している土嚢の状況を調査し、劣化がないことを確認した。更に、今後の比較資料とするため、北盛土の土器出土状況の実測図を作成した。今後も定期的に観察し、必要に応じて迅速な保護措置をとることとしている。

本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素のうち、縄文時代に類する植生については、目視により観察している。近年、園内の一部においてニセアカシア等の外来種が見られるため、縄文の雰囲気を感じられる植生の形成に向けた監視と除去を行っている。

要素	地区名	諸要素類	現状と課題	保存管理方法	備考	
本質的価値を構成する要素	北地区	竪穴建物跡・大型竪穴建物跡・掘立柱建物跡・大型掘立柱建物跡・柱穴・屋外炉・焼土遺構・土坑・土坑墓・配石土坑墓・埋設土器・配石遺構・道路跡・粘土採掘坑・盛土遺構・遺物包含層(低湿地を含む)・杭列	盛土による保護。	専門職員による定期的な観察と警備員による毎日の巡視。異変発見時には専門職員が迅速に対応。		
		露出展示遺構	南盛土・北盛土・子供の墓・大型掘立柱建物跡(柱穴)	空調付覆屋による保護。遺構表面が露出状態にあり、塩分析出・カビ・藻類繁殖、凍結・融解等により、劣化進行の可能性有り。	専門職員による定期的な観察と警備員による毎日の巡視。異変発見時には専門職員が迅速に対応。熟練作業員による定期的な遺構清掃を行い、年1回、専門家による遺構保存処理を実施。	
		大人の墓(土坑墓)	換気機能付ガラスケースによる保護。日差しを浴びる状態であり、通常の露出展示以上に植物繁殖の可能性有り。			
	南地区	竪穴建物跡・柱穴・屋外炉・焼土遺構・土坑・土坑墓・配石土坑墓・埋設土器・配石遺構・道路跡・遺物包含層	盛土による保護。	専門職員による定期的な観察と警備員による毎日の巡視。異変発見時には専門職員が迅速に対応。		
近野地区	竪穴建物跡・掘立柱建物跡・柱穴・土坑・埋設土器・遺物包含層(低湿地を含む)・水場遺構(トチの水さらし場)					
本質的価値を構成する要素以外の諸要素	北地区	復元展示	大型竪穴建物復元展示・竪穴建物復元展示・大型掘立柱建物復元展示・掘立柱建物復元展示・土坑墓復元展示	現状保存。風雨および経年変化による劣化進行の可能性あり。	専門職員による定期的な観察と警備員による毎日の巡視。軽微な破損・劣化発見時には即対応し、重度の破損・劣化発見時には知事部局との協議の上対応。	
		縄文時代に類する植生(クリ・クミ・コナ・ウシ・クリ・ニトコ・ヤマドリ)		現状保全。外来種の増加による生育域の圧迫。	外来種の分布域の監視と除去。	
	南地区	縄文時代に類する植生(クリ・クミ・コナ・ウシ・ニトコ・ヤマドリ) 縄文植物園(ヤマドリ・サルシ・カラムシ) クリ・ブナ林造成試験区		現状保全。外来種の増加による生育域の圧迫。	生育状況の確認。外来種の分布域の監視と除去。	
	近野地区	水場遺構復元展示	復元展示中。設計通り沢水が流れる時は大丈夫だが、水の流入が止まると木の葉が溜まるなど見学困難となる。	県立美術館が清掃。		
その他の諸要素	北地区	露出展示遺構の覆屋類	覆屋は耐用年数を過ぎ、劣化進行部有り。	劣化場所を確認し補修。		
		多言語対応遺跡解説板 園路 擬木柵	現状維持。			
		旧展示室 仮設プレハブ	仮設建物は耐用年数を過ぎ、劣化進行部有り。			
		高圧鉄塔と電線	高圧鉄塔を結ぶ電線に、生長した樹木が届きそうなものがある。	鉄塔所有者の東北電力が状況を確認し、電気設備に干渉しそうな樹木は、東北電力側が所定の手続きを行って、当課専門職員立会いの上、枝払いや伐採を行う。		
	外来植物	数カ所にニセアカシアが繁茂。	分布域の監視と除去。			
	南地区	園路	現状維持。	劣化場所を確認し補修。		
		外来植物	数カ所にニセアカシアが繁茂。	分布域の監視と除去。		
	近野地区	園路	現状維持。	劣化場所を確認し補修。		
		保存竪穴建物跡 遺跡解説板	現状維持。見学者の立入りは無し。	専門職員が年に数回訪れて、現況を確認。		
		橋梁	県道里見・丸山線の橋梁が遺跡の一部を跨いでいる。	青森市が管理。		
外来植物		数カ所にニセアカシアが繁茂。	分布域の監視と除去。			

特別史跡内の諸要素の現状・課題と保存・管理方法

## 5 防火・防災計画

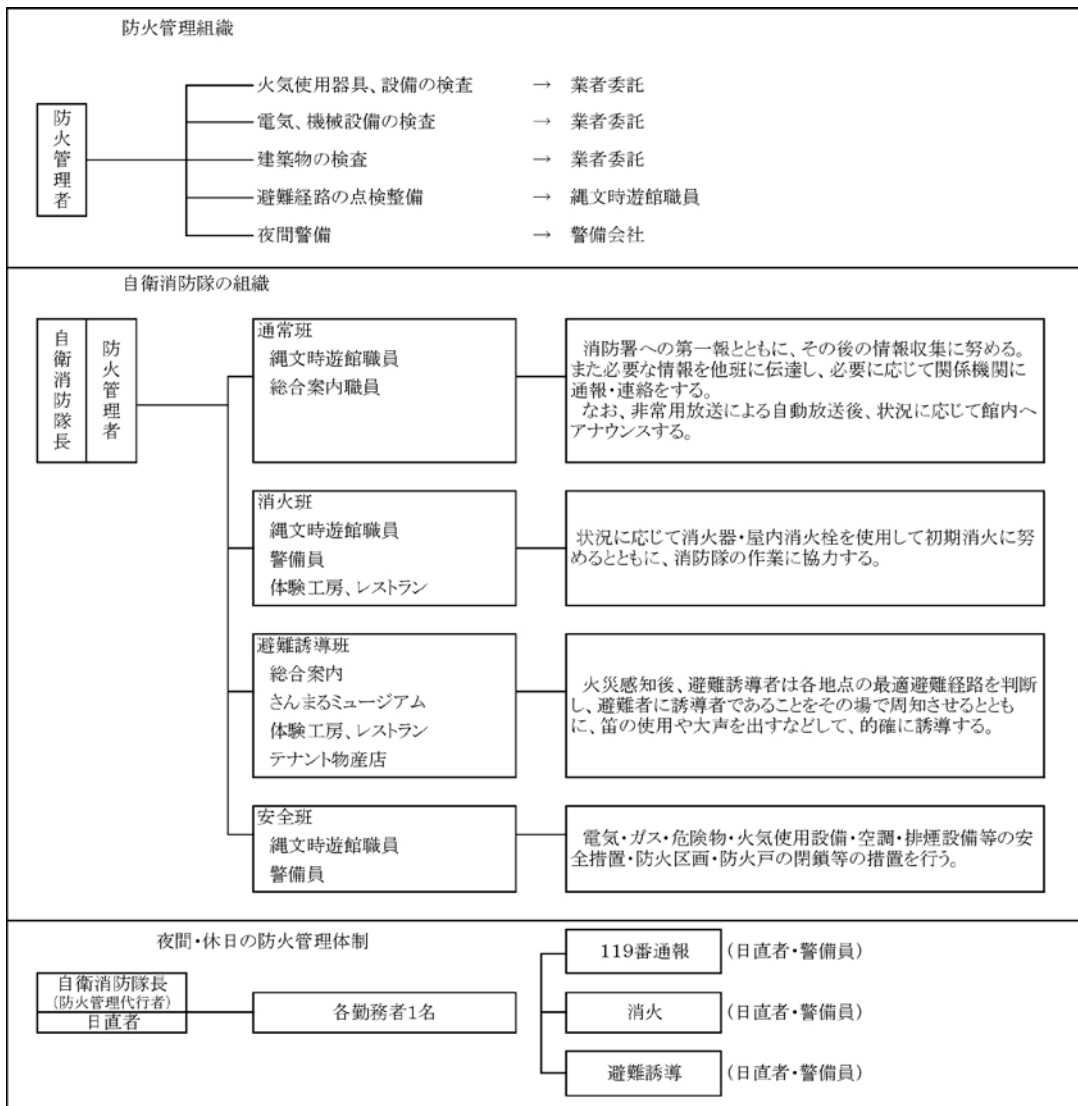
特別史跡指定地およびガイダンス施設や利便施設等または周辺の森林・草地等は自然的・人為的な要因により生じる火災の危険があるため、総合的な火災防止の観点から措置を講じる必要がある。また常時火災に対応できるよう普段から消防署と協議して指導を仰ぎ、火災発生時に効率よく適切な行動を行うための消火訓練や設置した施設の保守点検等を十分行うこととしている。

自然的要因	人為的要因		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林野火災 (特別史跡内及び周辺の森林や草地の火災による延焼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外での火の使用による火災 (土器の野焼きなど火を使用する体験・たばこのポイ捨て※遺跡内は禁煙)</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放火 (平成13年9月に放火により復元竪穴住居が1棟全焼)</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落雷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺跡内施設が原因となる火災</li> </ul>	縄文時遊館	ボイラー・漏電・レストラン厨房・ガスコンロ・暖房器具・給湯器
		遺跡内休憩室 (旧展示室仮設建物)	漏電・暖房器具・給湯器
	遺構露出展示施設	漏電・暖房器具	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺民家からの出火・類焼</li> </ul>		

想定される火災原因



縄文時遊館防火シャッターの作動点検



防火体制

## 第4章 整備と公開・活用

### 1 整備計画策定の経過

平成 7(1995)年1月に設置した「青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本構想検討委員会」において、基本構想を策定し、その後基本理念と短期整備の実施などが検討された。

	氏名	職名等
委員長	平野 侃三	東京農業大学農学部教授
副委員長	村越 潔	青森大学教授 青森大学考古学研究所長
委員	坪井 清足	(財)大阪府文化財調査研究センター理事長
委員	佐原 眞	国立歴史民俗博物館館長
委員	小林 達雄	國學院大学文学部教授
委員	宮本 長二郎	東京国立文化財研究所国際文化財研究所国際文化財保存修復協力センター長
委員	辻 誠一郎	国立歴史民俗博物館助教授
委員	大塚 和義	国立民族学博物館第一研究部教授
委員	沢田 正昭	奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター研究指導部長
委員	高島 成侑	八戸工業大学建築工学科教授
委員	近藤 公夫	神戸芸術工科大学芸術工学部教授
委員	白井 彦衛	千葉大学園芸学部教授
委員	森本 哲郎	評論家
委員	長部 日出雄	作家
委員	杉浦 日向子	江戸風俗研究家
委員	中橋 勇一	(協)プランニングネットワーク東北 専務理事
委員	中村 公英	青森商工会議所副会頭
委員	杉山 睦子	企画集団「ぷりずむ」取締役社長
協力委員	田中 哲雄	文化庁文化財保護部記念物課主任文化財調査官
協力委員	岡村 道雄	文化庁文化財保護部記念物課主任文化財調査官
協力委員	末長 鍊司(前任) 角南 勇二(後任)	建設省都市局都市計画課建設専門官
協力委員	松本 守 (前任) 小川 陽一(後任)	建設省都市局公園緑地課公園・緑化事業調整官
委員	山舘 清士(前任) 工藤 一雄(後任)	青森市助役
委員	松森 永祐	青森県教育長
委員	加納 研之助	青森県土木部長
	合計 25名	

青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本計画検討委員会委員及び協力委員(職名等は当時のもの)

## 2 整備の基本方針と概要

平成7(1995)年1月に設置した「青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本構想検討委員会」での検討を踏まえ青森県は基本構想を策定し、基本理念と整備の基本方針を示した。

基本理念は、「三内丸山で生活を営んでいた縄文「むら」の跡を貴重な歴史遺産として保存し、縄文の「むら」のたたずまいを体感・体験できる場として整備することによって広く活用を図り、縄文文化の解明とその世界的規模での見直しを行うと共に、縄文が現代へ投げかけている諸問題を、様々な活動を通して発信する文化交流の拠点とする。」というものであった。

整備の基本方針は、①縄文の「むら」の風景づくり、②遺跡の魅力を実物で公開、③企画性に富んだ開かれた遺跡の活用、④憩いの場としての遺跡、⑤縄文文化交流の拠点として、⑥保存・活用計画の段階的推進とされた。それぞれ、以下のような内容となる。

### ① 縄文の「むら」の風景づくり

縄文時代の「むら」のたたずまいを感じさせる景観をつくり出すために、掘立柱建物や竪穴建物等を復元すると共に、植生をはじめとする総合的な環境整備を行い、「むら」の雰囲気を感じ・体験できる場を創出する。

### ② 遺跡の魅力を実物で公開

縄文の「むら」のたたずまいを守りながら、三内丸山遺跡の魅力を示す特色あるものは、保存方法を検討の上、実物を公開展示する。

### ③ 企画性に富んだ開かれた遺跡の活用

縄文の「むら」の生活を体感・体験しながら縄文の知恵を知り学ぶ活用をはじめ、企画性に富んだ各種活用事業を積極的に実施し、様々な楽しみ学べる場とする。

### ④ 憩いの場としての遺跡

四季を通じて利用者が憩い楽しめるような環境づくりを行うと共に、充実した各種サービスを提供できる場とする。

### ⑤ 縄文文化交流の拠点として

三内丸山遺跡及び縄文文化に関する調査・研究・展示を行う(仮称)縄文センターを設置し、縄文研究の中心としていくと共に、ここを拠点に学术交流や縄文を核とした各種文化交流を積極的に実施する。また、縄文を現代に活かした新しい文化の創造とネットワークの形成に取り組み、文化の香り高い青森県の発展に寄与できる場としていく。

### ⑥ 保存・活用計画の段階的推進

整備は、発掘調査結果に基づきながら、段階的に実施していくものとする。



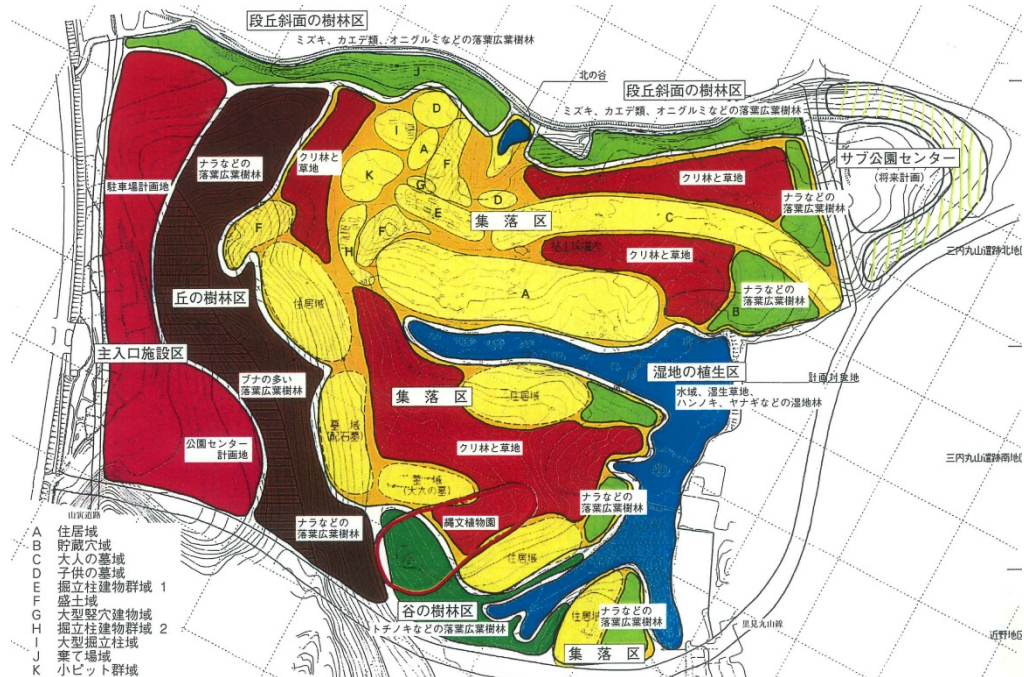
基本構想を受け、整備・活用を具体的に進めるために平成7～9(1995～1997)年度に設置された「青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本計画検討委員会」では、「集落復元専門委員会」・「植生復元専門委員会」・「公開活用専門委員会」を更に設置し、具体的な整備計画を検討した。概要は以下のとおりである。

### 集落復元専門委員会

縄文のむらのたたずまいを表すことを主目的とし、生活感のある集落の復元整備を行う。それとともに縄文のたたずまいとの調和を考慮しながら、一部露出展示を行い、生の遺構の迫力を示す。集落の全体像を表現し、体験できる総合的な集落復元を目指し、竪穴住居の復元棟数や構造、北盛土南側と南盛土西側の掘立柱建物の性格・構造、盛土や土坑墓、埋設土器の展示整備などの検討を行った。

### 植生復元専門委員会

三内丸山の生活ととりまく環境を、忠実に復元するための調査・復元を行い、「縄文のたたずまい」の中に、「いこい」や“やすらぎ”を醸し出す植栽整備を行うことを基本方針とした。特徴的なクリ林などの人為的な植生を復元することが検討され、クリやブナなどの成木の移植、樹林造成試験を行い、その後のモニタリング、草地植生復元のための草地刈り取り管理試験などを行った。



植生復元のためのゾーニング図

### 公開活用専門委員会

史跡三内丸山遺跡の調査成果を踏まえ、調査・研究、展示収蔵及び教育・普及、縄文文化交流の拠点とする運営・サービス機能を担う(仮称)縄文センター、利用者へのサービス施設、日常的な維持・管理機能、防災拠点としての機能をもった(仮称)公園センターの建設の推進を基本方針とした。

また、縄文むらの風景づくり(リアリティー・臨場感ある復元や展示など)、企画性に富んだ開かれた遺跡の活用(体験・体感・体得型プログラムなど)の検討が行われた。

## 3 整備事業の経過

平成7(1995)年の基本構想策定後、各分野の専門家・有識者・市民団体関係者・青森県と青森市の行政関係者を委員、文化庁の主任調査官や建設省の専門官を協力委員とした構成の「青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本計画検討委員会」を設置し、平成7(1995)年度から平成9(1997)年度までに8回の検討委員会を開催した。さらに、その検討委員会のもとに、「集落復元専門委員会」・「植生復元専門委員会」・「公開活用専門委員会」を設置し、5回ずつの専門委員会を行い、その検討結果と発掘調査成果を踏まえて、保存・活用・整備・管理・運営についての「基本計画」が平成10(1998)年3月に策定された。

本遺跡は都市公園内に所在しているため、文化財保護を所管する教育委員会と公園整備事業を所管する知事部局が分担して、整備事業を行った。教育委員会(文化財保護課)は文化財に関わる事項を所管し、遺構・遺物に直接関わる露出展示施設(覆屋)と出土遺物の展示室を整備・管理し、それら以外を知事部局が所管し、早期の公開を目的として都市公園の維持・管理を行っている。

基本構想の方針に基づき、平成7(1995)年度から二か年で短期整備を実施した。同年4月から、保護目的で埋め戻していた遺構の再公開と仮展示室の整備を行い、8月から遺物展示や映写室、整理室などを併設した仮設展示室を建設し、公開を開始した。さらに公開遺構の保存処理や空調を完備した覆屋を設置し、これにより通年での見学が可能となった。

さらに竪穴住居5棟、掘立柱建物3棟、大型竪穴住居1棟、土坑墓、大型掘立柱建物跡1棟、土坑墓(大人の墓)41基を復原・整備した。



遺構の一部は温湿度管理を行い露出表示

平成8(1996)年度には、全国4か所で開催した「縄文まほろば博」の際に製作したジオラマ等も取り入れた「第2展示室」・「体験学習館」を増設し、あわせて物産やお土産品の販売、ミュージアムショップ・食堂もある休憩所や駐車場などの利便施設も整備した。

また、基礎工事が進んでいた野球場三塁側スタンドは撤去し、旧地形に復原するとともに、遺跡中央を東西に通る予定だった都市計画道路は、遺跡南端の外側にルート変更されることとなった。

短期整備以後、平成10(1998)年度に集落復元専門委員会の決定に沿い、竪穴住居復元の基本計画・基本設計、平成11(1999)年度に予備設計、平成12(2000)年度に詳細設計、平成13(2001)年度に設計仕様を決定した。平成14(2002)年度に土葺き2棟・樹皮葺き2棟・茅葺き1棟、15年度に土葺き3棟・樹皮葺き2棟を復元し、短期整備分と合わせて合計15棟の竪穴住居の復元展示を行った。

三内丸山遺跡で出土しているニワトコやヒョウタン等の植物の展示を行う「縄文植物園」は、植生復元委員会による検討を踏まえ、平成10(1998)年度に基本計画が決定され、平成12(2000)年度から整備方針が検討され、平成13(2001)年度に配置や樹種選定、展示方法などの設計概要が固まり、平成15(2003)年度から遺跡南東部に整備を開始した。



縄文中期中後葉のムラの姿を復元整備

平成14(2002)年11月30日、公園全体の情報提供・管理・便益施設として公園センターである「縄文時遊館」がオープンした。縄文ギャラリー、シアター(映写室)、体験工房、レストラン、売店が備えられ、当初県土整備部の公園事務所が設置され、知事部局が管理した。

一方、教育委員会所管の仮設展示室が耐用年数を迎えつつあったことから、縄文時遊館内の「縄文ギャラリー」および「復元作業室」を改修し、平成22(2010)年7月9日「さんまるミュージアム」が整備完成した。これにより、本遺跡出土の重要文化財の展示が行われるとともに、縄文時遊館は県教育委員会の所管となった。

また、集落復元と同時に植生復元も進められた。繁殖力が強い外来植物ニセアカシアや針葉樹の伐採を進め、広葉樹を残しながら、縄文時代中期の森へと転換を進めるため、クリ・ブナの移植や造成の試験とモニタリングを行った。

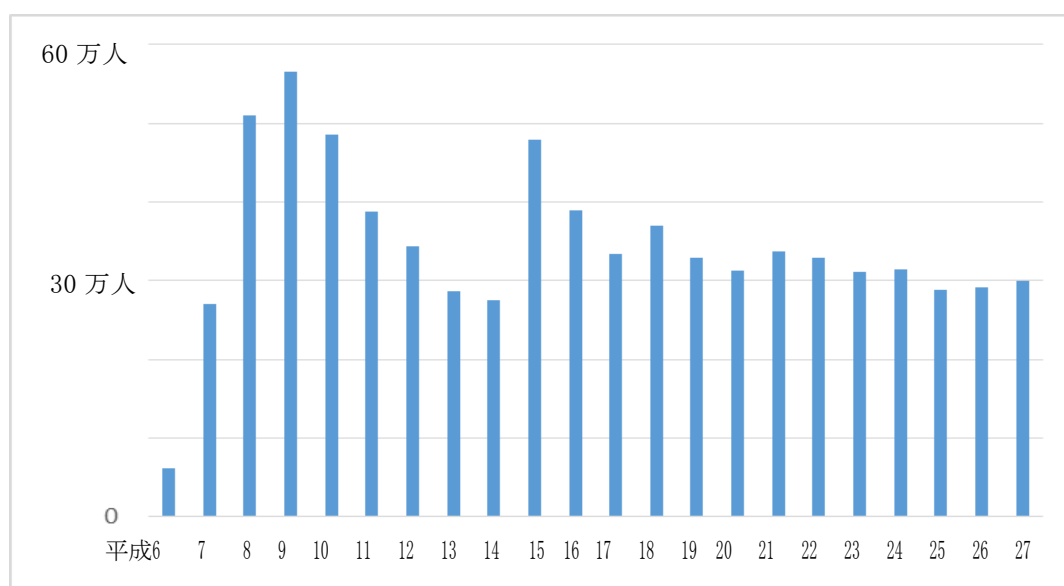


平成 22 年「さんまるミュージアム」オープン

## 4 公開・活用

### (1) 公開

平成7(1995)年3月の基本構想に基づき、「縄文のたたずまい」を体感できる場を目指し、短期整備が平成7～8年度にかけて行われた。建物の復元展示や遺構の露出展示に加え、遺物展示室や便益施設も整備され、遺跡ゾーンの年間利用者は平成7(1995)年度約27万人、平成8(1996)年度約51万人、ピークの平成9(1997)年度には約56万人を数え、平成10(1998)年度48万人の後、30万人前後で推移し、縄文時遊館開館の翌平成15(2003)年度に約48万人に増加し、その後も30万人前後で推移している。



見学者数の推移

平成7(1995)年5月23日に発足した三内丸山応援隊は、初年度だけでも7万人の見学者に対応した。年間6万人程度の見学者に遺跡案内、年間1万人の見学者に体験工房での体験学習の支援・協力を行っている。

平成7(1995)年度の第1次調査から現在まで、調査実施日には発掘調査の状況を自由に見学できるよう公開を行っている。平成16(2004)年度から発掘調査担当者による説明会を開始し、平成18(2006)年度からは荒天や一部例外を除き、調査実施日には現場説明会を1日1回行っている。また発掘調査終盤の9月下旬には、「発掘調査現地説明会」を毎年行っている。

平成22(2010)年7月9日、縄文時遊館内の縄文ギャラリーを改修し、新たな展示室「さんまるミュージアム」がオープンし、本遺跡出土の重要文化財の展示が可能となった。

平成26(2014)年3月18日に特別史跡に追加指定された遺跡の南端部では、県立美術館前の谷地形に縄文中期後葉の水場遺構がレプリカ展示され、台地上には各所に説明板が設置されている。

平成27(2015)年からは携帯端末を利用した「ITガイド」のサービスも開始した。



三内丸山応援隊のボランティアガイド



担当職員による発掘現場ガイドも実施



企画展「第38次調査速報展—新発見！溝状遺構—」の様子

## (2) 活用

基本方針の「企画性に富んだ開かれた遺跡の活用」に基づき、「誰にでもわかりやすく楽しめる」遺跡として整備・活用することを目指して、平成7(1995)年から遺跡内外でさまざまな活用事業を展開している。

縄文の「むら」のたたずまいを感じることができる集落の復元展示が行われた野外の北地区と縄文時遊館内の「さんまるミュージアム」は、本遺跡を訪れる多くの人が見学し、青森県内の小中高等学校が校外学習の場として、あるいは他都道府県の小中高等学校が修学旅行で利用することが多い。小中学生に対しては、それぞれ「遺跡編」・「ミュージアム編」のワークシートを用意しており、ホームページからダウンロードを行い、利用が可能である。

「縄文植物園」が整備された南地区は、飲食可能なピクニック広場として位置づけられており、見学の際の昼食の場として用いられている。

また様々なイベントや体験学習も行っている。

### ① 三内丸山遺跡・縄文フォーラム

調査や研究成果の最新情報を県民へ提供・発信するため、平成7(1995)年以降開催してきた。各分野の専門家に加え、幅広く芸術家やタレントからもパネリストを選出している。

### ② 縄文シンポジウム

情報発信を積極的に行うために、平成7(1995)年から県の主催事業として、シンポジウムを行ってきた。発掘調査成果による最新情報の提供、基調講演、パネルディスカッションで構成される。遺跡の調査や研究成果からテーマを設定し、遺物展示も行った。

### ③ 遺跡を会場とした各種イベント

各種イベントで、縄文時代を感じることができるよう、縄文体験や地上15mからの遺跡の風景を見る体験などが行われている。他に民間団体と連携した音楽イベント・アートイベントは、普段遺跡を訪れることの少ない若年層の来園にも繋がっている。三内丸山縄文祭りは、春・夏・秋・冬の各季節に行っており、地域にも定着したイベントとなっている。

### ④ 遺跡報告会

平成8(1996)年より、年度末に発掘調査や特別研究(三内丸山遺跡に関する委託研究)の成果報告を行っている。

⑤ 体験学習

「ものづくり」を通して縄文文化に親しめるよう、小学生以上を対象に平成8(1996)年より実施している。例年5月～11月の週末に1日コースまたは2日コースを、予約制で年間10回程度実施している。「土器づくり」「土偶づくり」「石器づくり」等がある。

平成9(1997)年からは三内丸山応援隊に委託し、予約のあった修学旅行等の団体や一般の見学者対象の「土偶づくり」「勾玉づくり」などの体験学習が行われている。

平成 21(2009)年度より、高校生以上の大人を対象として、講座と体験学習をセットとした「さんまる縄文講座」を開始し、年5回程度土曜日に開催している。



土器の接合体験イベント



ものづくりや使用実験を行う「さんまる縄文体験（貝輪作り）」



⑥ 縄文の家づくり体験

平成 15・16(2003・2004)年には 10 棟の竪穴住居が復元されたが、10 年後の平成 24・25(2012・2013)年に国庫補助事業「さんまるムラづくり体験事業」として、県民および近隣小学校の参加を得て、老朽化した6棟の復元竪穴住居の解体と家づくりの体験を行った。

⑦ その他

遺跡を利用して、ウォーキングイベントやオリエンテーリングの大会も行われた。



平成 24・25 年の縄文の家づくり体験 (小学生による石斧を使った木材加工の様子)

## 第5章 運営と体制

### 1 保存管理体制

特別史跡指定地は全て青森県総合運動公園範囲内にあり、都市公園を所管する知事部局と文化財保護を所管する教育委員会(文化財保護課三内丸山遺跡保存活用推進室)が連携して、保存管理にあたり、指定地の現状変更にあたる事案が発生した場合は、事前協議を行った上で文化財保護課が必ず立ち会うこととしている。

平成22(2010)年度より縄文時遊館の管理を教育委員会が担うこととしたので、公園内の所管事項にも一部変更が生じた。円滑な保存管理を行うため、文化財保護課(以下「教育委員会」と観光国際戦略局観光企画課及び青森県立美術館(以下「観光国際戦略局」))の役割分担を、平成22年3月31日、以下のように定め、覚え書きを交わした。

#### (1) 公園施設管理運営業務について

##### ① 管理運営連絡会議

三内丸山遺跡の管理運営を円滑に進めるため、観光国際戦略局と教育委員会による定期的な協議の場を設置し、情報共有、連携強化を図る。

##### ② 日常的な管理運営(教育委員会が所管)

###### ア 見学者対応

- ・見学者へのサービス提供、苦情・トラブル・事故等への対応、拾得物の管理。
- ・公園内(駐車場含む)の巡視、繁忙期等の交通整理。

###### イ 見学環境の維持管理

- ・露出展示遺構の維持管理。  
(覆屋4棟、大人の墓、大型竪穴住居跡、掘立柱建物跡)
- ・警備及び清掃管理(委託)、園路及び施設出入口等の人力除雪。
- ・園内照明機器用電球、消火器等消耗品の管理。
- ・公園内各施設の点検及び劣化状況等の確認、小規模な修繕。

##### ③ 日常的なものを除く管理運営(観光国際戦略局が所管)

###### ア 公園施設の維持管理

竪穴住居復元展示等に係る燻煙処理及び木酢液の散布、その他公園施設の修繕等。

###### イ 景観保全

園内芝生の草刈り、その他植生管理(ロータリー、駐車場を除く)。

###### ウ 除雪

ロータリー、駐車場、園路等の機械除雪。

##### ④ 管理許可、占用許可及び行為許可事務

許可申請受付は、申請内容に応じ、縄文時遊館内については教育委員会が、それ以外の公園施設については観光国際戦略局が所管する。

## (2) 三内丸山遺跡関連業務について

### ① イベントの開催及び企画・広報

夏祭り、冬祭り等のイベントの開催については、教育委員会が企画・広報・実施し、観光国際戦略局は連携・協力する。

### ② 広報媒体の管理

リーフレットの作成、ホームページの更新等は教育委員会が行う。

### ③ 各種団体への対応

#### ア 縄文時遊館入居者関係

応援隊、草刈隊への日常の対応、テナント等入居者連絡会議、三内丸山文化観光拠点づくり支援協議会等については、教育委員会が所管する。

#### イ 各種団体

行政視察、マスコミ取材、その他各種団体については、教育委員会が窓口となり、案件によって、観光国際戦略局又は教育委員会がそれぞれの所管に応じて対応する。

## 2 地域との連携

本遺跡では、様々な形で地域と連携しながら、管理・活用がなされている。主な組織と活動内容は以下のとおりである。

### (1) 一般社団法人三内丸山応援隊

平成7(1995)年5月に発足したボランティア団体で、同年7月より遺跡のガイド、平成9(1997)年5月より体験学習の補助を開始した。

また時遊館内ミュージアムショップの自主運営や学校等の団体見学の受付も行っている。県教育委員会では、ガイドに必要な知識習得のための研修の講師を文化財保護課職員が務めるなどの支援を行っており、年度末の三内丸山遺跡報告会も研修科目に含まれている。

県は活動に対する補助金を交付すると共に、必要な情報提供も行っている。

### (2) NPO法人三内丸山縄文発信の会

本遺跡を含めた縄文遺跡に関する情報発信や毎年9月に遺跡内で開催されるお月見コンサートや縄文大祭典といったイベントの運営を行っている。特にお月見コンサートは、秋の満月の頃に音楽家を招き、遺跡内で演奏が行われており、開始十数年を経て常連客も多く、地域にも根ざした定着したイベントである。隔月刊行の「縄文ファイル」は、三内丸山遺跡を中心として縄文遺跡を取り上げ、英訳文も掲載されており、当初より日本国内に止まらない情報発信を行っている。また首都圏を中心に専門的な講師を招いて「縄文塾」という講座を開催しており、三内丸山遺跡及び縄文文化のPRを担っている。



## 付章 世界遺産と三内丸山遺跡

### 1 世界遺産登録への取り組み

平成17(2005)年10月11日、三村青森県知事が定例記者会見で、県内の縄文遺跡群の世界文化遺産登録推進を表明した。

世界遺産暫定一覧表への追加記載について、地方自治体からの提案方式へ変更された平成18(2006)年11月28日、青森県・青森市・八戸市・つがる市・七戸町は共同で、「青森県の縄文遺跡群」の世界遺産暫定一覧表への追加記載に係る提案書を提出した。

文化審議会において「青森県の縄文遺跡群」が継続審議となった後、平成19(2007)年12月19日、北海道・青森県・岩手県・秋田県及び関係自治体による「北海道・北東北の縄文遺跡群」として、世界遺産暫定一覧表への追加記載に係る提案書を文化庁に提出した。

文化審議会による審議を経て、平成21(2009)年1月5日、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」がユネスコ世界遺産センターの世界遺産暫定一覧表へ記載された。

同年6月1日、4道県と関係自治体は縄文遺跡群世界遺産登録推進本部(本部長三村青森県知事)を設置し、世界遺産登録をめざして取り組みを進めている。

### 2 世界遺産としての三内丸山遺跡の価値

特別史跡三内丸山遺跡は、青森市南西部の八甲田山系からのびる緩やかな丘陵の先端部、沖館川右岸の標高約20mの海岸段丘上に立地し、縄文時代前期から中期(紀元前3900年頃から紀元前2200年頃)にかけて長期間継続した大規模な拠点集落跡である。

これまでの発掘調査・研究により、竪穴建物跡、大型竪穴建物跡、掘立柱建物跡、大型掘立柱建物跡、列状に並んだ土坑墓(大人の墓)、埋設土器(子どもの墓)、盛土、貯蔵穴、道路跡などが確認され、大型建物跡の分布状況から集落構造が明らかになっている。また、生業や環境を示す動植物遺存体、木製品、骨角器、編籠、漆製品といった有機質遺物のほか、他地域との交易を示すヒスイや遠隔地産黒曜石、アスファルトも出土している。

これらは、狩猟・採集・漁労を基盤とし、安定した定住を示す物証であるとともに、クリ林やクルミ林、漆などの有用な樹種で構成する人為的な生態系を成立、維持し、持続可能な定住を実現した土地利用の形態、自然と共生し、環境に巧みに適応した人類と環境のふれあいを示す顕著な見本である。

### 3 資産の範囲（プロパティ）と緩衝地帯（バッファゾーン）の設定

#### （1）資産の範囲（プロパティ）の範囲

特別史跡指定地をプロパティとする。

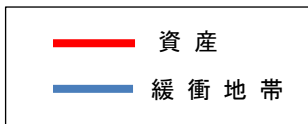
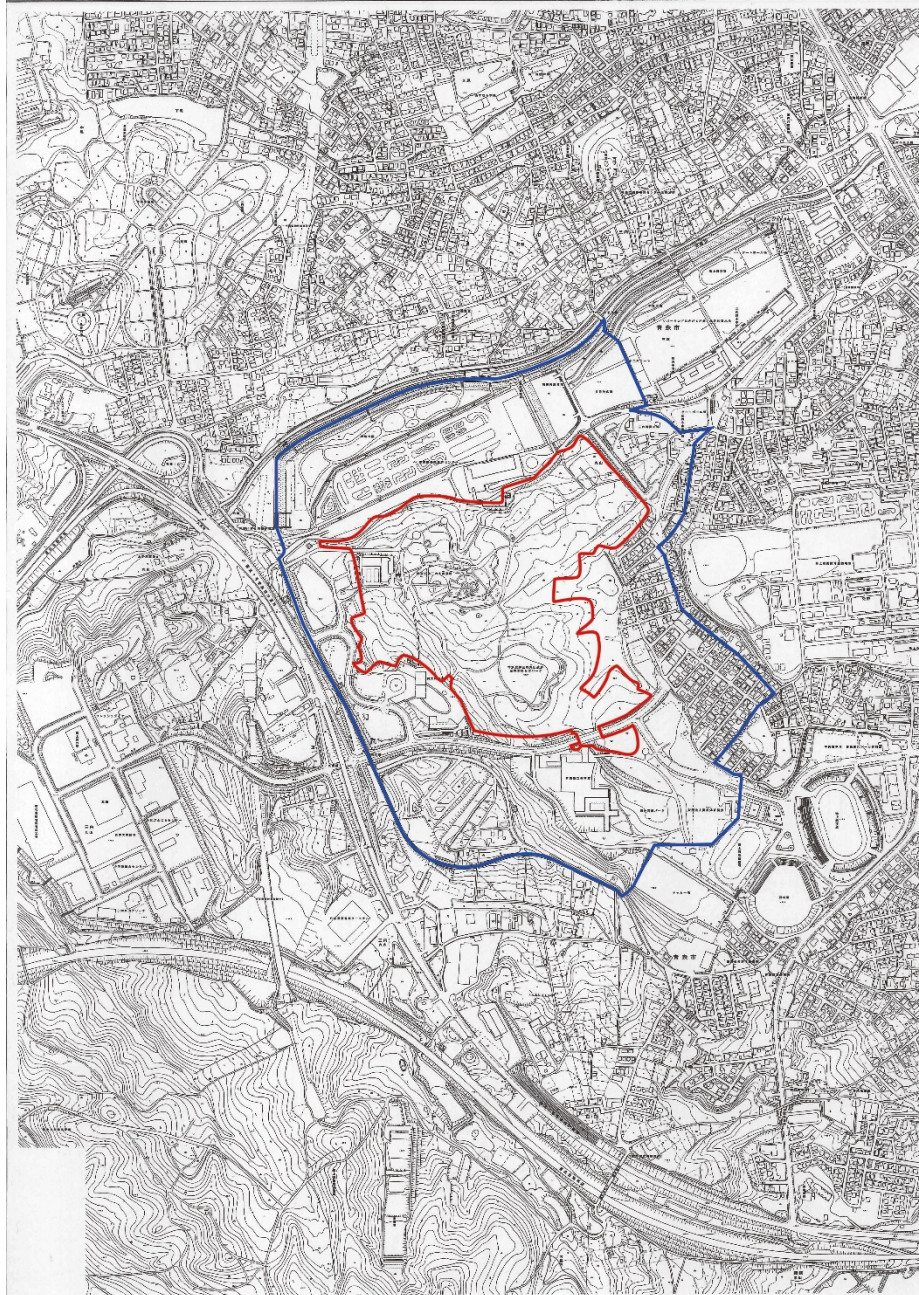
プロパティは資産の完全性や真正性を示す範囲であり、文化財保護法により厳密に保護されており、開発等が行われることは全くない。さらに特別史跡指定地は全て公有地化されており、万全の保護が図られている。

特別史跡指定地は、一部を除き周囲の大半が鉄柵で囲われており、鉄柵を欠く部分も急崖であるなど地形的に明瞭に範囲を特定できる。

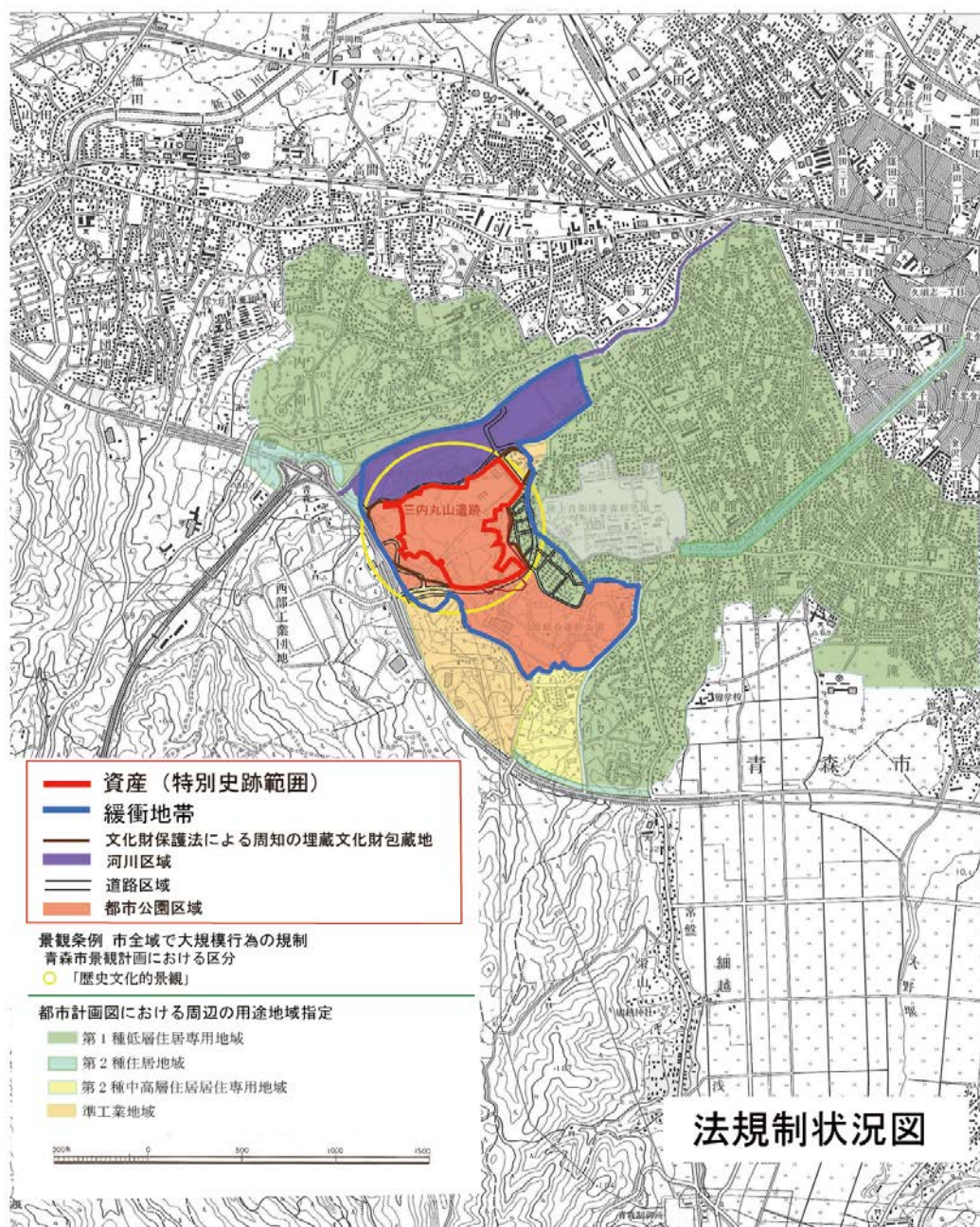
#### （2）緩衝地帯（バッファゾーン）の範囲

周辺での開発行為や自然災害による物理的影響からプロパティを保護し、その価値について理解促進を図るために必要な縄文の雰囲気を出し、眺望景観を維持するとともに、プロパティを包含する周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲をバッファゾーンとした。

具体的には周知の埋蔵文化財包蔵地や都市公園運動芸術ゾーンと谷地形、河川の手前までを範囲としている。西側の周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲である谷地形から、南側の青森県立美術館を中心とした運動公園の芸術ゾーンの谷地形へ結び、東側の現道路の谷筋と用水路から、北側の沖館川遊水地を結ぶ範囲としている。



資産(プロパティ)と緩衝地帯(バッファゾーン)



法規制図

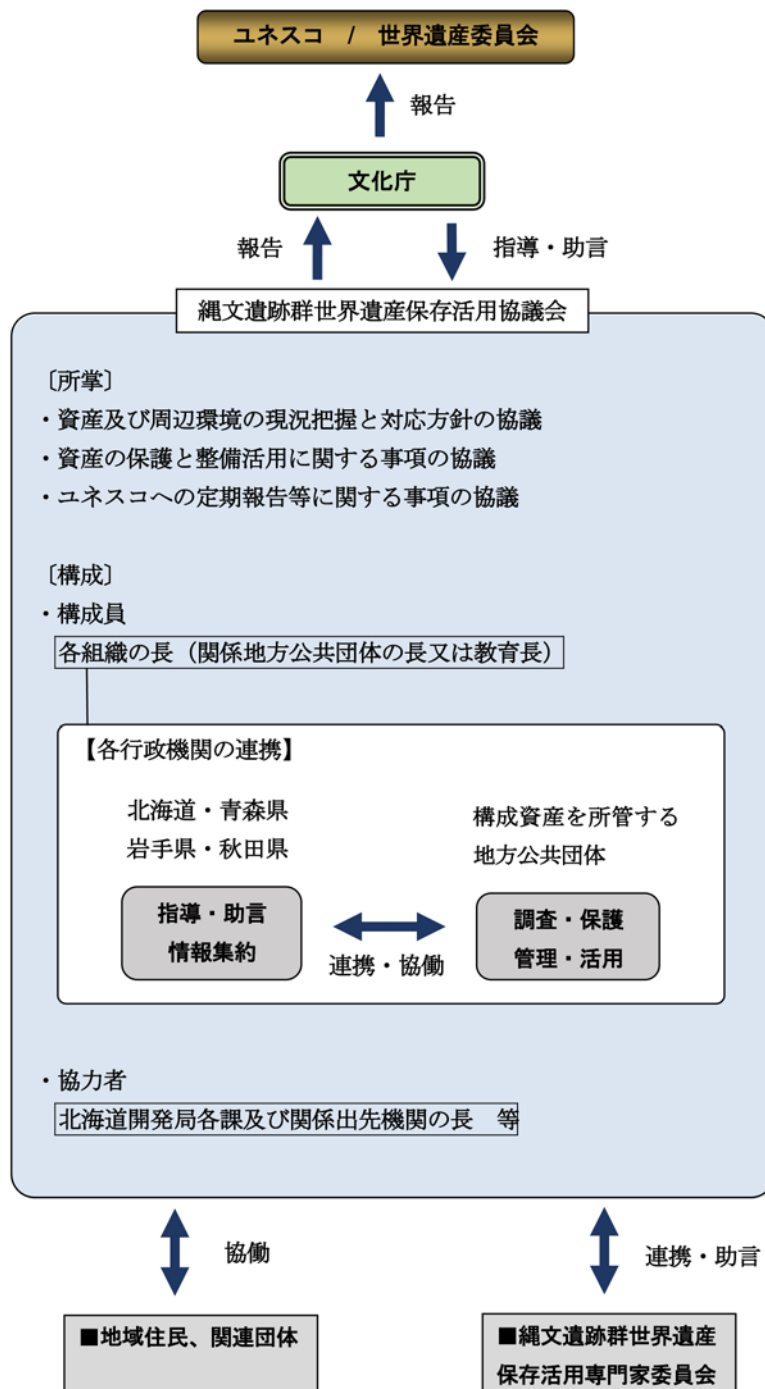
#### 4 管理体制

三内丸山遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」については、個別の構成資産に加えて、各構成資産相互の関係性を保全し、全体の価値を継承していくための包括的保存管理計画を策定している。また広域にわたる資産を一体的に保存管理するため、北海道・青森県・秋田県・岩手県と関係市町で構成する「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」の設立を予定している。



また、青森県は所管する条例等の適切な運用を行うと共に、国・青森市・地域住民・関係団体等と連携して資産の保存管理及びその周辺環境の保全に関する現況及び課題の把握を行い、課題解決のために必要な施策を実施する。

また、本質的価値の保護や維持のための修理・復旧、または現状変更については、文化庁の指導を得ながら適切に実施する。



包括的な保存管理体制